

令和3年第1回定例会

一宮町議会会議録

令和3年3月5開会

令和3年3月15閉会

一宮町議会

令和3年第1回一宮町議会定例会会議録目次

第1号（3月5日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議会運営委員会委員長の報告	4
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長の施政方針	6
一般質問	14
大橋照雄君	14
小関義明君	28
志田延子君	30
藤乗一由君	32
袴田忍君	47
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	59

議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
議案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
議案第 13 号～議案第 17 号の上程、説明、委員会付託	77
休会の件	82
散会の宣告	82

第 2 号 (3月15日)

出席議員	83
欠席議員	83
地方自治法第 121 条の規定により出席した者の職氏名	83
職務のため出席した事務局職員	83
議事日程	83
開議の宣告	85
議事日程の報告	85
議案第 13 号～議案第 17 号の委員長報告、質疑、討論、採決	85
議案第 18 号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
議案第 19 号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	117
閉会の宣告	119
署名議員	121

第 1 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

3 月 5 日 （ 金 ）

令和3年第1回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

令和3年3月5日招集の第1回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は13名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	川	城	茂	樹	2番	内	山	邦	俊	
3番	小	関	義	明	4番	大	橋	照	雄	
5番	鵜	沢	清	永	6番	小	安	博	之	
7番	袴	田		忍	8番	鵜	野	澤	一	夫
9番	吉	野	繁	徳	10番	志	田	延	子	
11番	森		佐	衛	12番	藤	乗	一	由	
13番	鵜	沢	一	男						

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町	長	馬	淵	昌	也	副	町	長	川	島	敏	文											
会	計	課	長	小	柳	薫	教	育	長	藍	野	和	郎										
総	務	課	長	秦	和	範	秘	書	広	報	課	長	鶴	岡	治	美							
企	画	課	長	渡	邊	高	明	税	務	課	長	御	園	生	加	代	子						
住	民	課	長	鎗	田	浩	司	福	祉	健	康	課	長	森	常	磨							
都	市	環	境	課	長	土	屋	勉	産	業	観	光	課	長	田	中	一	郎					
オ	リ	ン	ピ	ッ	ク	推	進	課	長	高	田	亮	子	育	て	支	援	課	長	中	山	栄	子
教	育	課	長	峰	島	勝	彦																

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事	務	局	長	諸	岡	昇	書	記	関	谷	智	香	子
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の施政方針

日程第五	一般質問		
日程第六	承認第 1 号	令和 2 年度一宮町一般会計補正予算（第 8 次）の専決処分につき承認を求めることについて	
日程第七	議案第 1 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第八	議案第 2 号	一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第九	議案第 3 号	一宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第十	議案第 4 号	一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第十一	議案第 5 号	一宮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第十二	議案第 6 号	町道路線の変更について	
日程第十三	議案第 7 号	一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の一部変更について	
日程第十四	議案第 8 号	令和 2 年度一宮町一般会計補正予算（第 9 次）議定について	
日程第十五	議案第 9 号	令和 2 年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 次）議定について	
日程第十六	議案第 10 号	令和 2 年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第 3 次）議定について	
日程第十七	議案第 11 号	令和 2 年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 次）議定について	
日程第十八	議案第 12 号	令和 2 年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 次）議定について	
日程第十九	議案第 13 号	令和 3 年度一宮町一般会計予算議定について	
日程第二十	議案第 14 号	令和 3 年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について	
日程第二十一	議案第 15 号	令和 3 年度一宮町介護保険特別会計予算議定について	
日程第二十二	議案第 16 号	令和 3 年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について	
日程第二十三	議案第 17 号	令和 3 年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定について	

て

日程第二十四 休会の件

開会 午前 9時02分

◎開会の宣告

○議長（鵜沢一男君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりご参集いただきまして、誠にご苦労さまでございます。

緊急事態宣言が出されてから2か月となりますが、感染者の減少は鈍化しており、医療体制も依然として厳しい状況から、2週間程度の延長となるようです。これまで、時短営業や外出等の自粛にご協力をいただいている皆様には深く感謝を申し上げますとともに、引き続き感染防止に努めていただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

また、先月、東北地方を襲った大規模地震により被災されました皆様、そして、関係者の皆様には心からお見舞いを申し上げます。町民の皆様も、災害はいつ発生するか分かりませんので、日頃から家族で避難場所や避難路などについて話し合うとともに、非常用の備蓄や非常用持ち出しバッグなどの備えをお願いしたいと思います。

ただいまから令和3年第1回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（鵜沢一男君） ただいまの出席議員数は13名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（鵜沢一男君） 日程に入る前に、議会運営委員長より本定例会の運営について発言の申出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、11番、森 佐衛君。

○議会運営委員長（森 佐衛君） 会期について議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提案されるものは、町長の施政方針をはじめとして、専決処分の承認1件、条例の一部改正5件、町道路線の変更1件、工事委託の協定変更1件、各会計の補正予算5件のほか、新年度の予算議定5件であります。なお、新年度予算の審議は、慣例により、各常任委員会へ付託して審議をしてみたいと思います。また、一般質問は5名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期については、本日3月5日から15日までの11日間としたい

と思います。

以上で運営委員会からの報告といたします。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） ご苦労さまでした。

◎議事日程の報告

○議長（鶴沢一男君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷して、お手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鶴沢一男君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名をいたします。

6番、小安博之君、7番、袴田 忍君、以上、両名をお願いをいたします。

◎会期の決定

○議長（鶴沢一男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日から15日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から15日までの11日間と決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（鶴沢一男君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例会概要報告書、千葉県後期高齢者医療広域連合組合議会議員から議会概要報告書、一宮聖苑組合議会議員から議会定例会概要報告書の提出がありました。

別紙諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付いたしております。

これをもってご了承を願います。

◎町長の施政方針

○議長（鶴沢一男君） 日程第4、町長の施政方針を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり施政方針を述べたいとの申出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和3年第1回一宮町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会では、令和3年度予算案を中心にご審議を願うところではありますが、この機会に令和3年度の町政運営の基本的な考え方につきまして所信の一端を申し上げ、引き続き議員各位並びに町民の皆様方のご理解、ご支援、ご協力を賜りたいと存じます。

初めに、総務課所管の業務についてでございます。

まず、令和3年度当初予算の概要について申し上げます。

令和2年7月に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2020において、我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大によりこれまで経験したことのない、まさに国難とも言ふべき局面に直面し、極めて厳しい状況にあるとされております。また、千葉県内の経済情勢においても、感染症の拡大に伴い、外出自粛などの影響により厳しい状況にあり、本町におきましても、商業、観光業を中心に大きな打撃を受けているところです。

こうした中、令和3年度の当初予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による町税等の減収が見込まれ、限りある財源で健全な財政運営を持続させるため、施策の厳選、さらなる経費の削減に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症対策への継続した対策や近年頻発している自然災害への備えなど、町民の生命、安全、財産を守ることを重点に置いた予算編成を行ったところであります。

令和3年度の予算案でございますが、一般会計の総額は46億7,900万円で、令和2年度に比べ2億2,700万円、4.6%の減額となりました。これは主に、上総一ノ宮駅東口整備事業の終了によるものですが、新たに、新型コロナウイルスの影響で1年延期となった東京五輪事業費や、観光目的の誘客促進として一宮海岸トイレ整備、観光ガイドブック作成を行うほか、安心・安全なまちづくりを目指し、一宮町中央ポンプ場整備事業を拡充いたします。また、老朽化した町バスいちのみや号の買い替えや、母子保健事業の充実として安心して妊娠、出

産ができるよう、心身のケアや育児相談を行う産後ケア事業などを盛り込み、幅広い分野に配分をいたしました。

また、特別会計につきましては、4会計総額で28億5,246万5,000円、前年度に比べますと1,453万2,000円の増加となっております。主な増加要因は、介護保険特別会計の給付費が増加したほか、農業集落排水事業特別会計では、老朽化した原地区汚水処理施設の大規模改修工事に向けた実施設計業務を行うため、予算規模が増加となったものです。

今後も、社会保障費が肥大化するなど非常に厳しい財政運営が予想されるところでありますが、義務的経費の動向に細心の注意を払いつつ、魅力あふれるまちづくりが継続的に進められるよう、さらなる経費削減に取り組み健全な財政運営に努めてまいり所存でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策経費については、ワクチン接種の体制構築、整備など、国・県との連携を図り、早急に機動的、弾力的な対応が求められていることから、令和2年度予算に前倒しをして予算計上するなど柔軟に対応してまいります。

次に、防災関係であります。

近年の災害の大規模化、多様化に鑑み、防災士の資格を取得するための経費に対する助成を行います。防災士とは、自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を習得したことを日本防災士機構が認証した方々の呼称であります。

平常時には防災啓発や訓練等で、また、災害時には避難誘導や救出活動、被災地支援等でリーダーシップを発揮していただくことが期待されております。この資格を町民の皆様が取得していただくことにより、地域防災力のさらなる向上を図ります。新年度予算に防災士育成事業補助金として計上しておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

続いて、企画課所管の業務についてでございます。

まず、総合戦略策定事業の関係です。

今年度、第2期一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向け準備を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、日本全体が通常の社会情勢ではなく感染症の収束が見えない状況では先行きの見通しが立てられないため、新たな総合戦略を策定するのは難しいと判断し、現行の総合戦略を1年延長いたします。また、今年度で計画期間が終期となる総合計画も、1年計画期間を延長し、来年度、総合戦略と総合計画を一本化した計画の策定に向け準備をしてまいります。

続きまして、オリンピック推進課所管の業務、東京2020オリンピック競技大会に関する事

業であります。

本年は、1年延期となったオリンピック競技大会が開催される年であります。7月25日から8月1日にかけて、釣ヶ崎海岸サーフィンビーチでは、オリンピック史上初のサーフィン競技が行われます。また、大会開催前の7月1日には、当町で聖火リレーも実施されます。

町といたしましては、当初の計画どおり、千葉県のご支援もいただきながら、小中学生の全生徒に対し会場内への入場の機会を確保してまいります。子供たちが会場観戦を通して感動や勇気を受け取り、ご自身の一生の財産としていただきたいと思います。

また、大会開催のにぎわいや祝祭感などを創出するため、JR上総一ノ宮駅東口や競技会場である釣ヶ崎海岸周辺を中心に装飾を施すとともに、町内で実施されるオリンピック聖火リレーやパラリンピックの千葉県聖火フェスティバルを支援するほか、大会期間中に駅周辺においてご活躍いただく都市ボランティアへの研修などを行ってまいります。

大会終了後には、レガシーの一つとして、当地域の誇りや愛着を増幅させ地域活性化につなげるために、開催地として後世に残る記念モニュメントを設置いたします。

引き続き、関係機関と密に連絡調整を行い、大会成功に向け全力で取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力のほどお願いを申し上げます。

続きまして、住民課所管の業務についてでございます。

まず、国民健康保険の関係であります。

国保財政につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により被保険者全体の収入が下がることで、歳入における国民健康保険税の減少が見込まれます。また、歳出の医療費については、昨年度まで、被保険者の高齢化や医療の高度化等により横ばいの10億円近い状況が続いておりましたが、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により医療機関への外来受診が減少することで、一時的な医療費の減少が見込まれます。

このように、様々な分野で新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されますが、町では、新年度においても特定健康診査事業や後発医薬品への利用促進、糖尿病の重症化予防事業、人間ドック助成事業などの取組により、引き続き医療費の削減、適正化を推進し、健全な国保運営に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療制度の関係です。

近い将来、団塊の世代が75歳以上の高齢者となり、現役世代の負担が大きく上昇することが想定される中、高い医療費、低い収入といった後期高齢者の生活実態を踏まえつつ、75歳以上の高齢者であっても一定所得以上の方については医療費の窓口負担割合を2割とし、そ

れ以外を1割とするなど、窓口負担割合の見直しについて国の改革が進められております。

また、保険料均等割の軽減特例は、後期高齢者医療制度が創設された平成20年度から、当面の暫定措置とされてきましたが、世代間の公平を図る観点なども踏まえ、令和3年度における軽減割合においては、7.75割軽減から、制度本来の仕組みである7割軽減になります。

このような状況の中、令和3年度においても、健診や人間ドック、歯科健診等の保健事業の強化を図りつつ、国の動向を踏まえ広域連合と一体となって、医療費の適正化に努めてまいります。

続きまして、福祉健康課の所管の業務についてでございます。

まず、福祉事業の関係であります。

障害者支援のさらなる充実を目的に、令和3年度から令和8年度までを計画期間とする新たな一宮町障害者計画と、令和3年度から令和5年度を計画期間とする新たな第6期一宮町障害福祉計画及び第2期一宮町障害児福祉計画を策定しています。これまでに取り組んだ施策の成果を十分に検証するほか、千葉県や長生郡市総合支援協議会など関係機関からのご意見も反映し、今月中には新たな計画が完成する予定です。

本計画に基づく各種施策により、障害のある人の自立と社会参加への支援を一層推進してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の関係です。

令和2年から全世界で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、町内においても町民の健康や生活、地域経済活動など、あらゆる面に大きな影響を及ぼし、今もなお困難な状況が続いております。日々の感染防止対策と社会経済活動の両立にご協力をいただいております町民の皆様には、深く感謝を申し上げます。

また、感染リスクのある中、医療や介護、保育、教育等の現場において、日々従事していただいております皆様に心より敬意を表し、改めて感謝を申し上げたく存じます。

今後も、新型コロナウイルス感染症への対策は長期化が見込まれます。感染予防のための新しい生活様式の実践や3密を避ける行動など、引き続き呼びかけに力を入れてまいります。

加えて、新型コロナウイルスの住民接種が円滑に進むよう、生活圏を同一にする管内市町村とともに、茂原市長生郡医師会と連携し接種体制の構築を進めてまいります。社会経済活動との両立を含め国や県の動向を注視しながら、町民の生活を第一に考え、新型コロナウイルス感染症への対策に取り組んでまいります。

次に、新規事業である子育て世代包括支援センターの関係です。

こちらは、全国の自治体が一斉に取り組むもので、安心して子育てができる環境づくりとして、保健センター内に子育て世代包括支援センターを開設します。妊娠、出産、子育てなど、あらゆる相談に保健師等が応じる身近なワンストップ相談窓口であり、関係機関と連携し、切れ目のない、よりきめ細かなサポートに努めてまいります。加えて、産後における心身の不調や育児不安を訴える妊産婦が増加し、専門的で細やかな支援の必要性が高まっていることから、新たに産婦人科で行う産後ケア事業も展開してまいります。

次に、風疹第5期予防接種の関係です。

昭和37年4月2日（57歳）から昭和54年4月1日（40歳）生まれまでの男性を対象とした風疹の追加的対策は、3年計画の最終年度を迎えます。これまでに抗体検査が済んでいない方には受診の勧奨をしてまいります。風疹は成人がかかると重症化するおそれがあり、妊娠初期の妊婦が感染すると、生まれてくる赤ちゃんの目や耳、心臓に障害を起こす可能性がある感染症です。ご自身や、これから生まれてくる子供たちを守るため、受診が済んでいない対象者の皆様は積極的に受診されるようお願いをいたします。

次に、介護保険事業の関係です。

令和3年度から令和5年度までを計画期間とする新たな第8期介護保険事業計画を策定いたしました。計画策定に当たっては、団塊ジュニア世代の皆様が65歳以上となる令和22年を見据え、これまで取り組んできた地域包括ケアシステムの推進や、高齢者の安心安全な暮らしを実現する各種施策を引き続き推進する内容となっています。

また、介護保険料については、介護報酬のプラス改定や介護認定率の増加が見込まれる中、被保険者の皆様の負担を抑えるべく、保有する準備基金を活用し、これまで月額5,100円としていた保険料基準額を、第8期事業計画期間である令和3年度から5年度までの3年間は月額5,000円に引下げをいたします。これにより、介護保険条例の改正を今議会に上程いたしますので、ご審議のほどをお願いをいたします。今後とも、介護予防事業を積極的に展開するほか、適正な介護給付に努めてまいります。

続きまして、子育て支援課の業務についてでございます。

令和3年度の保育所入所児童については、保護者の就労状況など、保育の必要性により調整した結果、いちのみや保育所88人、愛光保育園79人、東浪見こども園66人、一宮どろんこ保育園143人で、全施設ともほぼ定員数で入所決定をいたしました。引き続き、コロナ禍における安心安全な保育環境の整備と在宅の子育て支援の充実に努めてまいります。

また、学童保育についてですが、この1月に新年度の申込受付を行い、審査、調整をいた

しました。その結果、4月からの利用者数は、一宮、東浪見、合わせて160人で、コロナ禍の影響もあり、昨年度より40人ほど少ない人数となりました。新年度も、児童が楽しく安心して過ごせるよう、よりよい運営や環境整備に努めてまいります。

また、ひとり親家庭の医療助成事業についてですが、助成の方法がこれまでの償還払い方式から変更になります。今月末に対象の方に交付いたします受給券を医療機関や薬局の窓口で提示することで、1回300円または無料で受診することができます。ただし、これまでどおり役場で償還払いの手続きが必要な場合もありますので、制度の周知や丁寧な対応に努めてまいります。

続きまして、産業観光課所管の業務についてであります。

まず、農業関係であります。

農業従事者の高齢化や後継者不足が進む中で、持続可能な農業を実現していくために、農地中間管理機構を活用し、農地の集積と規模拡大を推進していくほか、安定生産や品質向上を図るための機械や施設整備に対する補助を行ってまいります。また、新規就農者につきましては、総合的な知識や技術、経営感覚等を学ぶことができる長生独立支援センターと連携しながら、担い手確保に努めてまいります。

また、農作物の湛水被害を未然に防止するため、排水機能が低下している農業用排水路の計画的な整備を進めるとともに、多面的機能支払交付金による地域の共同活動に係る支援や、排水施設の維持管理事業等に係る経費に対し助成し、引き続き農業整備基盤と農地保全に取り組んでまいります。

また、米の需給と価格の安定のため、需要に応じた主食用米の生産面積を配分するとともに、主食用米以外の生産について推進し、生産性の高い水田農業の実現を図ってまいります。

また、農業集落排水事業につきましては、老朽化の進む原地区の污水处理施設を適切に維持管理するため、施設全体実施設計を策定し、計画的な整備に向け取り組んでまいります。

次に、商工関係です。

町内の小規模事業者の経営の安定と発展を図るため、町内の店舗等で使用できる一宮地域応援券を発行し、落ち込んだ町内経済回復に取り組んでまいります。また、消費者支援では、インターネットを利用した複雑かつ巧妙な悪質商法や詐欺行為等から町民生活を守るため、消費生活相談員による相談や、被害防止のための啓発活動など、消費者生活センターの機能を十分に活用した取組を進めてまいります。

次に、観光関係です。

オリンピック効果もあり、一宮海岸をはじめとする町内観光施設を訪れる観光客は年々増加傾向にあります。こうした状況をチャンスと捉え、町内の貴重な歴史遺産や緑豊かな環境を観光資源として磨き上げ、さらなる観光客の増加を図ってまいります。そのため、引き続き、町内観光地の積極的PRやイベントに対し支援してまいります。さらに、観光客の受入環境整備として、千葉県観光地魅力アップ整備事業補助金を活用し、一宮海岸のトイレ整備を行い、利用客の満足度向上に努めます。

続きまして、都市環境課所管の業務についてでございます。

まず、土木関係であります。

町道整備につきましては、前年度からの継続事業を中心に、道路機能の改善及び安全確保に努めてまいります。

また、平成24年度から交付金事業にて整備を進めております天道跨線橋通り、町道1-7号線の道路改良事業につきましては、昨年度に引き続き、第2工区の用地買収を行ってまいります。

次に、交通安全対策事業ですが、通学路安全プログラムに基づく合同点検の危険箇所を中心に整備を行ってまいります。

続きまして環境関係です。

合併処理浄化槽設置事業は、くみ取式や単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換について、助成制度を周知して転換促進を図り、生活環境の保全及び公衆衛生のより一層の向上を目指してまいります。

また、有害鳥獣対策事業についてですが、年々、イノシシやキョン等の有害鳥獣捕獲数が増えています。令和3年から3年間を計画期間とする一宮町鳥獣被害防止計画を今年度に策定して、引き続き本計画に基づいた被害防止対策を進めることで、本町の農作物等を鳥獣から保護するとともに、町民の安心安全な生活環境を目指してまいります。

続きまして、都市計画関係であります。

国土強靱化基本法の3か年緊急対策の一つとして、大規模盛土造成地第2次スクリーニング計画作成業務を実施いたします。令和元年度に国事業により全国一斉で公表された大規模盛土造成地マップに、当町では3,000平方メートル以上の盛土9か所が抽出され、そのうち宅地対象となる5か所について、箇所ごとに危険性等を調査し、町の総合的な防災対策の推進を図るために計画策定を実施するものです。

また、公共下水道事業についてですが、老朽化に伴う中央ポンプ場大規模改修事業は、国

庫補助事業を活用し2か年計画で、除じん機2機、電気設備の更新工事を進めており、来年度は、除じん機、電気設備の据付工事を実施する予定です。

また、中央ポンプ場のその他設備の健全度診断と実施設計業務委託等を行い、令和4年度以降の事業実施に備え、町民のさらなる安心安全な生活に資する施設の機能確保を図ってまいります。

続きまして、教育課所管の業務についてでございます。

まず、学校教育につきましては、ICT機器を活用した学習環境のさらなる充実に努めてまいります。

まず、GIGAスクール構想に基づき導入したタブレット端末の活用ですが、効果的な授業展開や学習支援体制を強化するため、小中学校にICT支援員を配置する予定です。

また、聴覚障害児童の学習支援機能として、発話者の発言を音声認識し即座にテキスト変換できるコミュニケーションツールの導入も推進いたします。

学校施設の整備につきましては、東浪見小学校校舎と中学校給食施設において、雨漏り箇所が点在し学習環境や給食調理に支障を来しているため、改修工事に着手する予定です。

また、新型コロナウイルス感染症対策では、各校において消毒作業をはじめ徹底した衛生管理に努めておりますが、今後も児童生徒が安全安心に学校生活が過ごせるよう万全を期してまいります。

社会教育につきましては、いちのみや号の新車購入を予定しております。いちのみや号は、購入から22年が経過し老朽化が進み、維持管理費の増大と故障等により利用者の皆様にご不便をおかけしている状況です。近年の利用状況や今後の管理運営を考慮して、従来の中型バスからマイクロバスへ変更したいと考えております。これに伴いまして、現車両が車検を迎える7月から新車納入予定の10月末までの約4か月の期間、いちのみや号の利用を休止する予定です。

文化財保護関係につきましては、「一宮町史」の編さんの準備を進めてまいります。「一宮町史」は、前回の東京オリンピックが開催された1964年に刊行され、57年が経過しました。その間にも町の歴史は刻々と変化し、研究も深まってまいりました。前回の編さん期間が僅か10か月の短期間であり、当時の編さん委員長は、将来、この町史の及ばなかったところを補い、さらによい「一宮町史」のできることを心より念願してやまないと記しておられます。内容も、現在の研究史を大いに反映させる必要があります。少子高齢化が進む中、個人所蔵資料の散逸や廃棄も多く、一宮町の郷土の歴史を正しい形で後世に残していくため、令和3

年度に準備委員会を設置し、新しい「一宮町史」の刊行を目指してまいります。

続きまして、公民館関係では、施設の老朽化に伴い1階トイレの改修工事を予定しております。高齢者や足腰の弱い方のトイレ利用時の利便性を考慮して、女子トイレ、和式2か所を洋式1か所に改修し、改修後は既存と合わせ、洋式が2か所となります。また男子トイレは車椅子対応トイレのアコーディオンカーテンを新しいものに改修いたします。

終わりに、本定例会には、令和3年度の各会計予算案5件、令和2年度の補正予算案5件、条例の一部改正案5件など、合わせて18件の議案を提出いたしております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、私の施政方針を終わります。ありがとうございました。

○議長（鵜沢一男君） ご苦労さまでした。

以上で町長の施政方針を終わります。

◎一般質問

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては既に通告がなされておりますので、通告順に従いこれを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますよう、また、会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんのでご了承願います。

◇ 大 橋 照 雄 君

○議長（鵜沢一男君） それでは、通告順に従い、4番、大橋照雄君の一般質問を行います。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 私は、大きい題目で4つ掲げてありますので、1つずつ、よろしくお願い致します。

議会は、行政と両輪で市民の命と暮らしを守るために働く、行政のよいことは賛成し積極的に協力、悪いことは反対し改善を働きかけるのが議会であると私は思い活動してまいりました。町政の最上位の任務は、町民の命と暮らしを守るであることを考えますと、施策の中身が私や私へのアドバイスをくださる方々の考え方と違う場合に、反対または批判をさせていただきます。

私の約2年4か月の議員活動から見えてきましたところ、馬淵町政の町民の命と暮らしを守る施策は、最上位に位置されていない状況であると評価します。その根拠は、私がこれまで質問してきた次の内容から察しができます。

まず、秘書広報課は必要だからつくった、防災課はオリンピックの後で検討する。今はコロナ禍なので後で検討する。また、町長は2期目当選の後の新聞記者会見で、防災対策が不十分であったと述べていますので、これに基づいて評価させていただきました。

行政組織は、特に縦の関係が強いようです。町長がやると言い出さないと、職員は動きません。対策不十分は、私は町長の責任とっております。前回、防災課という内容で大分組織づくりを提案してまいりましたが、このままではちょっと無理ということを判断し、今回の質問を提案しました。

それでは、質問に入ります。

1番、昨年9月議会で、私の質問に対する町防災計画の答弁は的外れと言わざるを得なかった。町民との意見交換の不足が明らかで、体制整備に問題があると思う。本年度予算に、防災士の資格取得の補助金を計上したことは大変な期待が生まれるが、防災士誕生は早くても本年末になると思う。その間、町民の命は危険な状況に置かれたままで、せめて今からでも、データ集め（アンケート等）をすべきであると私は常々思っています。一緒に町民の方々の声を集めてはどうですか、できる限りの協力はさせていただきます。

そこで、次の3点について伺います。

1番、災害に備えた体制づくり。私は、新型コロナウイルス感染症も災害の一つと思っています。これらを含めた、町、町民、議会、社協などが一体となった危機管理組織を、災害に備え設置すべきであると思うのですが、町長のお考えを伺います。

2番目、防災士活用計画について。町政と町民の間の調整役となる防災士について、町は具体的な活用計画の立案はあるのか。せっかく誕生しても、それからどうしようではあまりにも遅い。ぜひその前に、この防災士をどう活用するかという計画を、今からつくるべきだと思っております。

3番目、町民アンケートについて。津波避難に当たり、町は徒歩で避難と言うが、町民の方は車で避難するという声を多く聞く。町の計画と町民の行動にずれがあると思うので、よりよい計画をするために、現場の声、アンケートを実施してはどうか。今の体制ではマンパワーが不足だと、そういうことは否めないなので、私は、よかったら協力させていただきますので、ぜひ、町民の声を聞くようなことをしてほしい、そういう要望であります。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、ただいまの大橋議員の質問にお答えいたします。

1点目の災害に対する組織づくりについてでございますが、現在、防災の業務につきましては総務課で所管しておりまして、平時には防災啓発、計画の策定、各種団体との協定締結などを行い、災害時には災害対策本部の運営、各種団体との連絡調整などに当たっております。これらを円滑に進めるためには、町民の皆様や議会の意見を反映させることが不可欠と考えておりますので、情報を共有し、防災対策を検討する体制整備に努めてまいります。

2点目の防災士活用計画でございますが、町の地域防災力向上を図るため、新年度予算に資格取得に係る経費を助成する防災士育成事業補助金を計上いたしました。防災士は、防災啓発、訓練、避難誘導、救出活動などで、リーダーシップを発揮していただくことが期待されております。町民の方々がこの資格を取得することにより、自助・共助・公助の役割分担が明確になり、それぞれの役割を認識した形での防災体制を構築できると考えております。そして、資格を取得した方が、その知識、技能を広く普及できるよう、町も先進事例を参考にしてバックアップしてまいります。

3点目の町民アンケートについてですが、津波時の避難方法は、地域防災計画では徒歩を基本としております。町民の方々は車で避難するという声が多いとのことですが、要支援者など徒歩による避難が困難である方や、命を守るための緊急的な措置として、車で避難することを妨げるものではありません。町と町民の方々の考えにずれが生じないように、地域防災計画の考え方などについて、広報などをして周知してまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 前回の、私のこの防災に関する質問でも町長は、災害はあしたにでもやってくる、その答えには全く同感であると、そういうお答えがありました。

そこで、各種団体との連絡調整を行っていると思いますが、具体的にそういう資料があるんでしょうか。これは後で結構です。もしあるんでしたら、あるということをおっしゃっていただいて、後で見せていただければ幸いです。

2番目の中で、バックアップすると言っていますが、私は、この多額の費用を費やして、1人6万9,000円でしたか、そういう金額をかけて、しかもこの取りに行く方は1週間ぐら

いの講習とかそういう試験を受けると思うんですけれども、そういう多額の費用と、非常に長期間にわたる拘束を経て、この誕生した防災士を、今のうちからどう活用するか、それは当然、町として計画しておかなければおかし。できたからどうしようというのは、これは非常に、防災において後手後手になるので、ぜひそれをつくって検討してほしいと、そういうお願いでございます。

それから3番目、広報等で周知しているとありますが、私が何度も申し上げますが、広報は見られない、要するに毎月取りに行けない人がいる、あるいは防災無線が聞こえない、パソコン、スマホがない。そういう人たちがいるということを前から申し上げております。こういう人たちをどうするかということが、私の申し上げているアンケートということになりますので、ぜひこの件について再度お答えをお願いします。

○議長（鶴沢一男君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） では、1点目のご質問にお答えいたします。

防災対策の検討を、体制を進めるということで、総務課のほうにご質問のように資料が残っているのかということでございますけれども、平成30年度から、一宮町防災対策検討会というものを設置しまして、各種団体等との連絡調整、それから、課題の検討等を行っているところでございます。こちらの会議録については、総務課のほうで保管してございます。

今後また、コロナウイルス感染症の拡大等が収まりましたら、会議を再開に向けて進めてまいります。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大橋議員の2点目のご質問、ご要望も併せてというご質問にお答えをいたします。

防災士の活用ということで、後手に回ることをないようということでご質問をいただきました。私どもといたしましては、現在、取得について助成を差し上げるということで進めておりますが、おっしゃっていただいたとおり、この防災士というお仕事というか資格を持った方にどういう役を負っていただくか、今、私どもとしては構想を持っております。明文等はまだしておりませんが、文章に、今後、補助金交付要綱の策定などと併せて、今考えておりますお役の、お取りになった方にどういうふうにお仕事をしていただくかということについての私どもの考えもはっきりと示していきたいと思っております。おっしゃると

おり、後手に回らぬよう努力をいたします。

そして、広報も防災無線も、それからその他の情報の入手方法がない、そういう方々がいらっしゃるので、そういう方々への周知を積極的に図るべきであるとおっしゃっていただきました。私ども、今おっしゃっていただいたような広報、防災無線、多メディア一斉配信システムなどを活用して、多元的に皆様のお手元に届くように努力をしておりますが、そういったところから漏れる方がいらっしゃるといご指摘については、私どもも重く受け止めるところであります。

今後、どういうところにどういう方がいらっしゃるか、これは私どものほうでは、避難のときに支援を必要とされる方のリストというのは毎年更新されまして、私どものほうで保管をいたしております。これを基にしながら、またさらに状況の聞き取りなどをしながら、そういった実情の把握にも努めていきたいと思っております。そして、実際にアンケートなども行って、ではもし情報がない場合、その次、情報取るためにどういうことをご希望かなども伺いながら対策を進めていきまして、必ず必要な災害・防災情報がお手元に届くように努力をしたいと考えているところであります。これは早々に進めてまいります。

また、地域防災計画を見直していく際には、この防災対策検討会などの回路を通じまして、多くの皆様の町民のご意見をいただきながら、それがしっかりと反映される、実態に即したものとなるように、私どもも努めてまいります。よろしくお願いたします。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 早々というのは、期限がいつまでということを示していないので、早々とは、3月ぐらいまでにどうですか、そういう計画はできませんか。

○議長（鵜沢一男君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 質問の確認でございますが、2番目でございますか、3番目でございますか。

（「3番目」と呼ぶ者あり）

○町長（馬淵昌也君） それについては、3月に原案というか、私どもの行動計画については策定するようにいたします。

（「ぜひよろしくお願いたします。協力させていただきます。それでは、2番目に移ります」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） はい。

○4番（大橋照雄君） コロナ対策ですが、まずコロナ対策のワクチンについてお尋ねします。

まず、ワクチンを接種するような段取りになってきましたけれども、これは今日の説明であつたので重複になりますが、集合式にやるのか、あるいは個別式にやるのか。これがはっきりしていますかということと、それから、コロナにおける生活困窮者が相当出るような報道がされています。この人たちには、ぜひお金を支援してあげなきゃいけないんじゃないかと、そういう思いから、国のほうの出方だけではなかなか思うようにいかないの、その生活困窮者の対応をお願いしますということと、あと、これはある町民の方から提案いただきまして、ああ、それはいいなと思ったんですが、子ども食堂の設立を町として考えてはどうか、こういう提案がありましたので、この3つについてお答えをお願いします。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常磨君） それでは、初めにワクチン接種の体制に関しまして、お答えいたします。

現在、長生管内の市町村では個別接種を基本に考えておりますが、先日の全体会議でもお答えしたとおり不確定であります。ご理解いただきたいと思っております。

続きまして、生活困窮者支援に関するご質問にお答えいたします。

現在町では、コロナ禍の影響を受けた生活困窮者から経済支援に関する相談を受けた場合、収入状況などを十分に把握し、町税の徴収猶予や社会保険料の減免、さらには生活福祉資金貸付制度や住居確保給付金など、実情に応じた支援制度をご案内しており、これらを活用した上でなおも生活が苦しい場合には、生活保護の受給をご検討いただいております。

なお、町民の皆様の暮らしを支える町独自の施策ではありますが、こちらは現在検討中であります。

引き続き、相談内容や支援策の利用状況など実情の把握に努め、必要な支援策が適時適切に講じられるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 中山子育て支援課長。

○子育て支援課長（中山栄子君） 3点目の、町は子ども食堂の設立を考えているかとのご質問にお答えいたします。

子ども食堂は、子供の居場所としてはもちろん、地域住民のコミュニティーの場としても大変重要な取組であると認識しておりますが、現在のところ町が設立することは考えておりません。

令和元年に民間の事業者が子ども食堂を企画、実施した際には、町ではチラシ配布の協力を行っており、今後とも広報活動などに協力し、団体と一緒に考えていくという姿勢は変わっておりませんので、企画の提案があった際には協力してまいります。

なお、学校や保育施設に通う子供に、生活困窮などで養育に不安な状況を発見した場合は、各施設から子育て支援課に情報が入る仕組みができておりますので、その際にはその家庭全体の問題として総合的に支援してまいります。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 再質問でございます。

1番目のワクチン接種ですが、今のところ、まだそんなにはっきりしていないと。新聞報道によりますと、長生村では集団的な方法を行うということが載っていましたが、その辺はどのような見解なのでしょうか。

それと、町の9医院がたしかあると思うんですけども、こちらの医院の方々の協力は得られるような話し合いはされて、そういうあれができていくかどうか、それをお尋ねします。

それから生活困窮者ですが、中に生活保護があるよという申出は、そういう提案があったんですが、生活保護は扶養照会制度というのがありまして、これが壁になってなかなか申請しにくい、したくないというような制度になっていると、そういうことを報道関係でやっていたので、それを考慮して、まずこの制度が今のままであれば申請しにくいので、その前に、最後のとりでである町が支援しなければいけないんじゃないか、そういう思いから私はこの提案をしました。

それから2番目、町独自の施策は検討中と答えていますが、誰が中心に検討していくのか、いつまでに結論を出すのか、町長はどう思うか、そのお答えをお願いします。

子ども食堂なんですけれども、情報を子供から得るよと、そういう方法がありますということで、これなかなかいい方法なんですけれども、じゃ、その情報を得たときに、先ほどの質問にも関連するんですけれども、町がどうしようかというその方策がないと、ただ調査し

ただけになっちゃいますので、そこまでぜひ考えた回答をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 再質問に対する答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、再質問にお答えいたします。

初めに、ワクチン接種の体制であります。先ほど申し上げましたとおり、現在のところ、個別接種を長生管内の市町村では基本としております。ただ、不確定でありますことをご理解いただきたいと思います。

また、医療機関との打合せにつきましては、来週以降、長生管内の市町村で手分けをし、長生管内の各医療機関と調整を進める予定でございます。

続きまして、生活困窮者支援の関係であります。生活保護の事務は県が担当しておりますが、町といたしましても民生委員の皆様のご協力もいただきながら、町民生活の実態把握に努め、生活保護が必要となった方が迅速に受給できるよう努めてまいります。

また、町独自の支援策であります。具体的な検討はほぼ終わっており、本3月定例議会に追加提案したいと考えております。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 中山子育て支援課長。

○子育て支援課長（中山栄子君） 再質問にお答えいたします。

町といたしましても、子ども食堂は、子供の居場所や地域住民の交流の場として有意義な取組と認識しております。町の関与につきましては今後の研究課題といたしまして、生活困窮などの問題は現在の支援の仕組みの中で対応していくということでございます。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問はありますか。

○4番（大橋照雄君） 結構です。

○議長（鶴沢一男君） では次の質問をお願いします。

○4番（大橋照雄君） 町の財政について質問します。

コロナ禍で、国は予定外の歳出が100兆円を超えています。国、地方の借金は1,200兆円を超え、今後、国から地方への給付金は厳しくなる、そういう想定をすべきである。そこで、自分で用意できる自主財源が大きく取り上げられると私は思う。

町長も1期目に、自主財源を確保した財政運営を唱えていました。そこで、次の3点について伺います。

まず1番、自主財源とは具体的に、歳入の何と何と何なのか。

2番、平成27年から令和元年度の自主財源比率はどうなっているか。

3番、町長の財政運営について、1期目の反省点と、2期目の重点的な取組を求める。

以上で3点お願いします。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、私のほうから1点目と2点目のご質問についてお答えいたします。

まず、1点目の自主財源の科目でございますが、町の財源は町税などの自主財源、それから地方交付税など、国または県から交付される依存財源とに分かれております。

自主財源の具体的な歳入科目につきましては、町税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入でございます。

2点目の自主財源の比率でございますが、自主財源が歳入全体に占める割合は、平成27年度41.8%、28年度は43.7%、29年度は48.4%、30年度は49.8%、それから令和元年度は47.7%でございます。

今後、自主財源の根幹となる町税が、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少すると見込まれております。ふるさと納税事業の強化を図るなど、自主財源の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大橋議員の3点目の町長の財政運営について、1期目の反省点と2期目の重点的な取組をというご質問にお答えを申し上げます。

財政運営についての1期目の反省点でございますが、これは自主財源云々ということからちょっと離れますけれども、私の最も大きな反省点といたしましては、執行部の裁量の幅というものが想像以上に小さいということについて、私は明白な認識を持つことになりました。義務的経費の比率が高いものがあります。投資的経費は非常に限られております。ところが、投資的経費の中の既存の支出先は、いずれも必要性が高いものであります。財政規模が小さ

いものですから、全体としてこの執行部が、この投資的経費の中でもこの配分に大きな変化を与えるような裁量を行うというのが非常に難しいと、そういった感触を持ちました。このことが、私の第1期目の財政運営を行っての最も明確な認識であります。

自主財源のことにつきまして、今後の重点的な取組ということでもあります。これは1期目の反省にも関わるところでありますけれども、町税を核とした自主財源を増やしていくということが、長期的に町の自立を支えることになるという考え方、これは私はそのように考えております。これは私の一貫した考え方です。しかし、町税の大幅な増収による財政力指数の劇的な上昇というのはなかなか難しいことでもあります。外部資本による大規模な施設の建設など、一宮町の現状を踏まえますと、これは非現実的な選択と考えざるを得ません。

そこで、自主財源の増強という中で、現実に行うのに最も意味があるというふうに考えられるのは、地元での主として中小の事業者の皆さんの経済活動の活発化を地道に図る。それからもう一つは、勤労者の方々の一宮への定着というものを続けて図っていく。そういうことが、最も現実的な選択として意味があるというふうに考えております。

もう一つ、これはふるさと納税、先ほど課長のほうからの答弁でも触れさせていただきましたが、これは自主財源の確保を図る上で、当面大きな伸びを期待できる、最も有力な事業であるというふうに考えることができます。

そこで、ふるさと納税というのはどうしてもご寄附ですから、継続的にと、未来永劫となるかどうかはなかなか分からないところもございますが、これがやはり有望であると。今年度、新たなポータルサイトを開設したことによりまして、大幅に寄附額が増加したということがございました。コロナという影響があつて駄目かというふうに思ったわけですが、やはり、ここは新しいポータルサイトの開設の効果があつたと考えております。今後、新規事業者の開拓、魅力ある返礼品の発掘などに努めて、引き続いて、自主財源のもう一つの町税とは違う柱としてのふるさと納税、これについては増強を図っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） まず、自主財源の比率なんですけれども、これは私ずっと見てきて、40%後半のほうになっているんですけれども、令和に入ってからかなり下がってきているんですね。令和2年度は予算のほうでしか、ちょっと計算していないんですけれども、上

に書いてあるその項目を対象として計算すると、令和2年度が40.7%。令和3年が42.7%ということに計算上はなるんですけれども、要するにこの自主財源がかなり最近になって落ちてきていると。これは、非常に町長の自主財源の確保の公約からいっても、ちょっと逆の方向に向いているので、非常に危惧しておるところでございます。

私は今後、前にも述べましたが、国が非常に苦しくなるので地方に回すお金をどんどん減らすということは十分に考えなきゃいけない。そういうことを考えて町は運営していかないと、今後生き残りが難しいんじゃないか。そういうことから、あえてこれをずっと何度かにわたって申し上げているんですが、それで直近の一番効果的な対応としては、税は、町長がおっしゃるように非常に増やすのが大変である。しかし、ふるさと納税というものが非常に効果的な部分がある。特に隣の長生村の状況を見ると、長生村は8億がちょっと欠けるぐらいのふるさと納税が入っています。一宮のほうは1億ちょっとです。この差が何であるかを、まず見詰め直して対応すれば、もっとこのふるさと納税が増やせるんじゃないか、そういう考えも一つにはできます。

そして、町長がおっしゃるように、これは非常に不確定、不安定な歳入の項目になりますので、この歳入を使って次の展開をする、そういう考えを持つべきだなと私は思うんです。したがって、引き続きこの今できることといたしますと、このふるさと納税をどう強化していくか、この1点が直近の方法だと思いますので、ぜひこのふるさと納税を再度補強する、強化する、そういう施策をやっていただきたいと、そういう思いで今回この質問をさせていただきました。どうでしょうか。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大橋議員からいただきました再質問にお答え申し上げます。

私ども、今おっしゃっていただいたとおり、不交付団体となれば、国のほうの地方行政の方針の変更にかかわらず財政運営が自主的にできるということは議員のおっしゃるとおりであります。しかし、議員もそこは共有していただいたかと思えますけれども、実際に今、町税というこの自主財源の柱で、劇的な伸びを短期間に確保するのがなかなか難しい、そういうところで私どもも四苦八苦いたしております。全く議員の認識と同じところでございます。

今、長生村の例を参照しながら、一宮はその差をよく考えて、そして有効な手を打って差を埋めていく努力をすべきではないかというふうにおっしゃっていただきました。私どもも全く同じ気持ちであります。私どもが検討した結果というか、大分私ども細かく聞き取りな

どをいたしまして担当部局を中心に検討いたしました。何といたしてもこの返礼品の中に、全国的に大変、広く還元されるというものを長生村は持っていらっしゃって、私どものところには残念ながら、現在、それに匹敵するものがないというところが、やはり最大の要因のように私ども考えているところであります。具体的には、さらに幾つかの要因がありますけれども、補えるところから補うということで私ども今努力をしているところであります。例えば、一つはお米を、長生村は合鴨米ということで、これも人気アイテムと伺っております。私どものところは、これまでお米がなかったんですけども、これは農協のほうにもご相談を申し上げて、お米もラインナップに加えさせていただくということで、今話を進めさせていただいているということでもあります。

一つ一つおっしゃっていただいたとおり、このギャップを埋めるように私ども努力をいたしておりますが、なかなか成果がどんと出ないところ、本当に申し訳ございませんが、引き続いて努力をいたします。何かアイデアがございましたら、私どもにまたお寄せいただければ大変ありがたく存ずるところであります。よろしくをお願いします。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

○4番（大橋照雄君） ありません。

○議長（鵜沢一男君） 次の質問をお願いします。

○4番（大橋照雄君） 4番目、温室効果ガスCO₂ゼロは、そういう題目です。

国は、2050年CO₂排出ゼロを宣言しました。県は、本年2月議会でこれを宣言しました。県内では、木更津、山武、千葉市、八千代市などは、既に宣言をしているとの報道がありました。再生エネルギー事業は、地域活性化の重要なポイントになると多くの著名な方々が発言もしております。町長はこの施策を取り入れる予定、計画はありますか、伺います。

○議長（鵜沢一男君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大橋議員の4番目のご質問にお答えを申し上げます。

温室効果ガスCO₂の排出ゼロ宣言をする意思があるかどうかということでもありますけれども、近年、豪雨災害が非常に深刻化いたしております。こういうことから明らかなように、CO₂の大量排出による地球温暖化という趨勢は非常に危険な段階に、もう既に達していると私も考えております。

そういう中で、このCO₂削減、地球温暖化の阻止ということにつきましては、国から基礎自治体、あるいは民間においても真剣に取り組まなくてはいけない大事な課題、まさしく

喫緊の課題となってきたと認識しております。

ただ、これを実際に宣言を行いまして、そして実施をしていく、何か施策を実施していくということでありますれば、まず施策が重要であると。どういう施策を行うか、実施に当たってはどういうふうに行うことが、一番実現性があるか、また効果が上がるのか。また、経済的にもどうするのが最も効率がいいのか、有利なのか、そういうことを見極めていく必要があると思います。

宣言はそれと別個、行うことはできますけれども、やはりこの宣言を裏づける実効性、持続性のあるプランを役場が持っていて、それを実際に行って効果が上がっていくということではなくて、単なる自己満足に終わってしまうのではないかとこのように思うところであります。

しかも、ここで考えるときに重要なのは、このCO₂排出量削減のための様々な新しい技術、これは既存の石油、石炭、化石燃料を主軸とするエネルギーの供給、流通、消費、廃棄のシステム、近代というのはこの石炭と石油でできてきたと言うべきところなんだと思いますけれども、そのシステムに代わるべき新しい技術ですね、これは今、開発がたくさんされておりますけれども、なおも発展途上、試行錯誤の段階にあって、安定した状況にはまだ至っていないと。性能あるいは経済性などの点について、間違いないというところまでなかなか行けていないというのが私の今の考えであります、この点ももう一つ大事なところだと思います。

つまり、一方で非常に大事な問題としてこれが上がってきているわけですが、私ども行政としては、公的な立場から資金を最も有効に、後の様々な後顧の憂いも最小になるように使っていかなければいけません。そういう技術に関する情報を的確に集めていって、これだというものを、私どもがそれを自らのものとして引き受けていく、そういうことが必要なんじゃないかと思えます。ですので、手当たり次第に何かやってみるというのはちょっと私は、これは正しくないんじゃないかと思っておりますので、今一番大事なのは、見極めていくこと、そして私どもがいつでも最もこれがいいというものを見つけた段階で直ちに実行に移せるように準備を整えていくということが大事ではないかと思っております。

具体的には、国のほうも様々な補助金などを提供しております。私も、環境省のほうでそういった補助金の一覧などもいただきました。そういったものをよく検討して、効率がよくて効果が上がる、そうした技術を見つけるとともに、宣言もそれと併せてやりたいというのが今の考えであります。

以上であります。

○議長（鵜沢一男君） 答弁終わりました。

再質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） ただいま答弁いただきましたけれども、もう既に宣言をしているところもあります。そして、私が体験した中で、私は実はバイオ関係の発電事業の立ち上げをしている組織にちょっと入らせてもらって、今勉強中なんですけど、この組織が県に補助金申請に行きましたところ、この市がその宣言をしていないために補助金の対象になりませんという扱いを受けました。したがって、行政の取組が非常にこういう事業になると必要になってきます。

そして、検討すると言うんですけれども、やっぱり検討するにはいろんな資料をそろえて、そして計画を立てて申請するには、宣言を申請するには、計画書がないと宣言できないはずですので、ぜひ、後から検討するんじゃなくて、前もって何通りかを考えて、その中でどれが一番一宮町としてできるかな、そういうことをやっていかないと、この流れの速い時代において後出しじゃんけんは非常に危険だと思いますので、ぜひ町の運営の方針として、先へ先へという考えをぜひ馬淵町長に持っていただきたい。それが私の願いでございます。

ぜひ、このCO₂ゼロ宣言、一刻も早く取り組んでもらいたい。だからもう検討をすぐにも始めてほしい、そのお答えをいただきたいと思います。

○議長（鵜沢一男君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大橋議員の再質問にお答えをいたします。

後れを取らずに、計画を作成して宣言を行うというほうに進んでほしいというふうにおっしゃっていただきました。

今、私も申し上げたとおりなんですけれども、本当に事業をやるとなると、相当これは慎重にやらなきゃいけないところがありますが、計画をつくるというところまでは確かに、ある程度の見通しを立てて、実際のその技術については何を選ぶかの余地はその後で考えるということでもいいかもしれません。そこは、今おっしゃっていただいたことを踏まえて、前向きに検討していきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

○4番（大橋照雄君） ありがとうございます。

○議長（鵜沢一男君） 以上で、大橋照雄君の一般質問を終わります。

会議開会后1時間15分が経過いたしました。ここで15分程度の休憩といたします。

会議再開は10時40分といたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時38分

○議長（鵜沢一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 小 関 義 明 君

○議長（鵜沢一男君） 次に、3番、小関義明君の一般質問を行います。

3番、小関義明君。

○3番（小関義明君） 質問が2点ほどございますけれども、1点ずつお答えいただいでよろしいでしょうか。

○議長（鵜沢一男君） はいどうぞ。

○3番（小関義明君） まず第1点目としまして、オリンピック後の海岸地域の将来像と、それに伴う計画について質問いたします。

コロナ感染症のパンデミックによりまして1年延期された東京2020オリンピック大会が、今年の夏に開催できることを期待するものであります。オリンピックを開催した町として、その記憶がこれまでの玉前神社を中心とした門前町の遺産と共鳴する新たな遺産として、町の歴史に刻まれることの意義は大変大きなものがあると思います。

このオリンピックを一過性の出来事としないためにも、オリンピックサーフィントウンとしての知名度を生かしながら、サーフィン発祥の地の湘南に劣らない、サーフィンの聖地一宮という存在にしていくために、オリンピック後のサーフィン環境とインフラ整備の充実を図ることが重要な課題であると思います。

現行の一宮町総合計画では、土地利用構想の中で、海岸部をレクリエーションリゾートゾーンとして位置づけておりまして、これを基に、平成27年3月には、一宮町都市計画マスタープランが策定されています。

この現行計画を基本としたオリンピックサーフィントウンとしての知名度を活かした、より具体的な海岸づくりを推進する必要があると思いますが、町の考えをお伺いします。

お願いします。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） それでは、小関議員のオリンピック後の海岸地域の将来像と、それに伴う計画についてのご質問にお答えします。

平成27年3月に策定した一宮町都市計画マスタープランにおいては、海岸地域の将来像をサーフストリートとし、古い文化と新しい文化の融合する定住リゾート地域として整備を進めていくことを目標としております。

こうした中、海岸地域では、平成28年12月に釣ヶ崎海岸がオリンピック史上初めてとなるサーフィン大会の会場に決定したことを契機に、県立自然公園などのインフラ整備や、サーファー向けの店舗や住宅の立地が相次ぐとともに、テレワークやワーケーションなど、新たな生活様式を先取りする動きも見られております。

来年度に策定を予定しています次期総合戦略では、このような海岸地域における大きな追い風を地域のまちづくりの一層の進展につなげることはもとより、中心市街地をはじめとする他の地域や、農業などの他の産業の活性化にもつなげる計画としたいと考えております。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

○3番（小関義明君） 10年後、20年後の将来に向けて、継続的な計画になるように期待して質問を終わります。

次に、安全な通学路の確保についてご質問いたします。

平成30年12月議会では、歩道の整備について質問を私はしましたが、ご承知のように一宮町は近隣町村から比べますと、歩道の数が少ないように思われます。特に、子供たちの通学路に歩道の設置が必要であると思いますが、歩道の設置には多額の費用がかかります。そう簡単にはいかないことは承知しております。

しかしながら、子供たちの通学の安全を確保するために、町なかにも設けてありますけれども、生徒たちが集中する通学路に着色した歩行ラインを設置することも一つの対策として有効な手段ではないかと思いますが、町の考えをお伺いします。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

土屋都市環境課長。

- 都市環境課長（土屋 勉君） ご指摘のとおり、歩道の設置には多額の費用と時間がかかります。歩道設置に代わる別対策として、通学路を着色し歩行ラインを設けることも、安全対策の手だてだと考えております。

実施するに当たっては、通学路ですので、道路管理者だけの判断では対応が難しい事案ですが、通学路の安全確保に向けて必要な対策であることから、今後は関係部局と協議を交え、前向きに対応を検討してまいります。

以上です。

- 議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

- 3番（小関義明君） 再質問はございません。前向きに検討していただけるということですので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

- 議長（鵜沢一男君） 以上で、小関義明君の一般質問を終わります。

◇ 志 田 延 子 君

- 議長（鵜沢一男君） 次に、10番、志田延子君の一般質問を行います。

10番、志田延子君。

- 10番（志田延子君） 10番、志田延子です。よろしくお願いいたします。

私の質問が、町史編さんについてなんですが、先ほどの町長の施政方針の中で、とても前向きに詳しく説明されていて、本当に心強かったんですが、一応質問させていただいて、担当課のほうから回答いただきたいと思いますので、お願いいたします。

令和3年度予算に、一宮町町史編さん準備委員や講師謝礼等予算化されておりますが、前回の町史は非常に短い期間で作成されたと伺っております。先ほど町長さんの中で、解説ございましたけれども。近年、たくさんの資料が発見され、期待が高まっております。ぜひ内容も充実したすばらしい「一宮町史」ができることを願っている町民だとか町出身の方々も多くおられます。

今後はどのような形で編さんを進めていかれるのか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、志田議員の「一宮町史」編さんについてお答えいたします。

令和元年12月議会での志田議員の一般質問でもお答えいたしました。今から57年前の1964年に作成された現在の「一宮町史」は、10か月という極めて短い期間で編さんをされました。

新たな町史の編さんについては、近年、町民の方々からのご意見やご要望も多く受けており、教育委員会でも検討を進めてきたところでございます。

令和3年度は、町史の編さんに向けた準備委員会を立ち上げ、編さん方針や、編さん期間、編さん委員の選出等について検討をまいります。

準備委員会は、庁内の郷土史関係団体の有識者から構成し、編さん委員会は外部の専門家から招聘した委員を中心とした組織づくりを進めていく予定です。

編さん期間につきましては、5年から15年程度の長期な計画を考えております。長期にわたる編さんになるため、町民の皆様に進捗状況が分かるよう、常時発信に努めてまいります。令和3年度にはその一環として、古文書の報告書を刊行する予定です。

令和4年度に編さん委員会を立ち上げることを目指し、準備を進めてまいります。町の財政状況を鑑みながらでございますが、より良い「一宮町史」を編さんできるよう進めてまいります。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

○10番（志田延子君） 再質問ではございませんが、要望させていただきます。

今、近隣の茂原市でも市史を編さんしておりますが、やはり7、8年以上かかるというふうなことで、本当に皆さん頑張ってなさっております。

一宮町も、5年から10年という長いスパンで考えておられますが、その間に期待していても、私たちもいつどうなるか分からないんですけれども、このように毎年、少しでもある程度分かった分を開示していただくということは非常にありがたいことです。

それに対しても、町史編さんには非常に大変な職員さんの負担もございますので、ぜひ学

芸員の方の負担をなるべくその方向に、町のほかの職じゃなく、できれば専念でできるような、そういうことをぜひ町長さんに考えていただければと思って、私、これ要望ですけども、質問を終わらせていただきますが、とても楽しみにしておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（鵜沢一男君） 以上で、志田延子君の一般質問を終わります。

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（鵜沢一男君） 次に、12番、藤乗一由君の一般質問を行います。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） それでは、大きく3点ございますが、1点ずつ分けて質問させていただきます。

まず1点目に、公共施設に関してですが、公共施設の整備管理等、今後のまちづくりについてということでお伺いいたします。

これまで、公共施設の整備、改築等につきましては、防災関連も含めて、度々取り上げさせていただいておりますけれども、まず予算計画をどう考えるかということについてお伺いしたいと思います。これは、一宮の公共施設の整備に関しまして、なかなか進まない、計画自体が進まないという要因に、大きく予算、あるいはその資金の計画というのがないことにあるのではないかと考えます。

将来的な資金計画をつくりながら、それに見合う改修計画というものを並行して考えていただかなければいけないのではないかと。これは、個人が例えば住宅を造ろうというときに、それを想定しますと、どこにどんな家を建てるかというのと同時に、頭金やローンがどのくらいできるのかというのを考慮しながら造らなければいけないわけですから、町でも全く同様のことだと思えます。

2つ目としまして、一ノ宮駅東口が開設されましたが、大変便利になったという反面、負担増を強いられているということになりました。この負担増をどう穴埋めして、施設、インフラ、そうした整備を進めるのかということです。これに関しましては、平成29年に報告がありました一宮町公共施設等総合管理計画の中では、施設、インフラ、下水、その他の計画的な整備に取り組んで維持していった場合には、毎年6,000万円の財源不足、これを生じると報告されています。通告書には赤字と便宜上、分かりやすくと思ひまして書きましたが、正確には財源不足ということです。

現在まで、この計画で示されているものがマイナス6,000万円という財源不足というのが形になって見えてきていないというところは、実際のところ、この計画書にあるように、計画的な整備というのに取り組んでこなかったというのが大きな要因です。要するに、整備がこなかったのがマイナスにもならなかったということです。ですが、計画的な整備の中にはメンテナンス、こういったものも含まれておりますので、中央ポンプ場の今回の例のように不測のトラブルが発生するというような形で、今後、数十億円を要するような大規模な緊急の負担が発生するというような状況にもなっております。こうしたケースがほかの施設、建物、こういった老朽化が非常に激しいものにつきまして、同様の問題が頻発する可能性がございます。大変大きな不安を抱えているわけですね。ですから、ここに、報告書にありますように計画的な整備に取り組んでこなければならなかったわけですが、今後、計画を整備して、できるだけ速やかに取り組んでいただきたいと思います。

ところが、先ほど申し上げました東口開設を進めたことによって、さらに、この報告書にはなかったような想定外の数億円の負担増ということにもなりました。管理経費を含めると、相当に大きな負担が長期にわたって続く、強いられるということになってしまいます。

この計画には想定されていない負担増で、今後どういった形で対策していくのかと。当然、東口を設置する際に当たっては、こうした結果は想定した上での選択であったと想像しますが、これをどう穴埋めして、たくさんある公共施設の改築改修を進めていくのかという点について町長にお伺いします。

3つ目ですが、この1、2を踏まえた上で、町民の安全安心な暮らし、これを支えて豊かで実りあるまちづくりを進めるための公共施設、改築改修、これは本気で町長として速やかに取り組むという気がおありになるのでしょうかというところでお伺いしたいと思います。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

3点、まとめて私のほうでお答えいたします。

現在の町の財政状況は、中央ポンプ場改修などの突発的、緊急的な事業に加え、新型コロナウイルス感染症対策での支出や税収の減が重なり、非常に厳しい状況にあります。

このような中、公共施設の改修を進めていくには、各施設の状況を見極め、優先順位を定めることが必要でございます。町では平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画を令和

3年度に更新する予定ですが、より具体的な計画とするため、現在公共施設等個別施設計画を策定しております。

各施設に講ずる措置や実施時期、対策費用等を算定しております。これらを基に各施設の状況を把握するとともに、施設の複合化や民間施設の活用等を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

ただいまお答えいただきましたけれども、先ほど来紹介しております一宮町公共施設等総合管理計画、これは平成27、8年度の2年間で約840万円をかけて作成されたものです。この報告書によりますと、今後40年間に、建物、道路、その他のインフラ、下水道なども含めて、適正に管理保有し続けた場合には、平均して単年度当たり6,000万円の財源不足と試算されたということを紹介しましたが、同時に、この中に、今後の対応の実施方針も示されております。

大きく5つありますが、施設を多機能化、複合化していくということ。施設の更新時に、それを見直しするという。3つ目に、新設を抑制する、しないと、造らないということ。4つ目に、広域での連携の推進をする。要するに、近隣との施設の共用などといったようなことを検討し進めるということ。5つ目に、資産の圧縮をする。これは余剰施設の活用、売却、あるいは撤去、こういったことを老朽化した際に、極力進めましょうということです。

この計画書が報告されて5年となりましたので、先ほどご答弁にありましたように、更新するというので、次の段階の実施に進みたいということのようですが、これまでの5年間の間に、全く今挙げられたような方針が実行に移されてこなかったという現実があります。840万をかけた意味がなかったと。ということになってしまっているということですね。この策定後から取組が進んでいないわけですが、実施方針の中には、予算を組まなくても進めていけるような、取り組んでいけるような内容もございます。例えば広域連携の推進、施設の多機能化、複合化、こういった部分は、まず造る前に情報を集めて検討して、準備を進めるという段階がかなり必要になります。特に広域連携、こういったものは、近隣との話し合い、共通認識、こうしたものが必要になるわけですから、こうした予算をかけずにできる事業の準備、同時に進めていっていただきたいと思っております。それによって、これまでかけた

840万という予算を活かしていただきたい、この経費を活かしていただきたいと思います。

今後の町の取組につきまして、以上のような点から再度お伺いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 再質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員の1点目のご質問、再質問にお答えを申し上げます。

公共施設等総合管理計画、28年度に策定してから、そこに掲げた方針が現実化していないではないか、それを踏まえて、できる部分の実行を願いたいという、そうしたご質問であります。

私ども、先ほど、町長は覚悟がありますかというふうにおっしゃっていただきましたので、そこにも併せてお答えを差し上げたく存じますが、当然これは、私も年頭の皆様へのご挨拶、その他様々な場で申し上げておりますが、町の今後の数十年の間、最大の課題の一つがこの公共の施設、どのようにこれから更新期を迎えて新しい体制を組んでいくのかということであると、そのように認識しております。この問題については、私も不退転で取り組むつもりであります。そこは、先ほどご質問いただきましたことに、ちょっと遅くなりましたがお答えを差し上げます。

その上で、できることからやっていただきたいということでもあります。現在策定している公共施設等総合管理計画、これをもうとにかく踏まえまして、私ども今後どうするかということ、さらに細かく詰めていくわけですけれども、広域連携、複合化については、庁舎内でも既に様々な具体的、個別的な事案については話を進めております。それを今後はより煮詰めた形で皆様にもご紹介を申し上げ、また共有していただき、ご批判をいただきながら町の案として、最終的にまとめていくという方向へ進んでいければと思うところであります。そういう途上にあるということでご理解いただければありがたく存じます。

あともう一つ、これちょっと、どんどん進まないのはなぜかというふうにおっしゃっていただいたところなんです、一つには、これは大変大きなお金が動くものであります。先ほど財政運営についての私の感触から申し上げましたが、なかなか膨大なお金を右から左に用途替えして、じゃ、全部更新しようということがしにくいです。その中で、先ほどおっしゃっていただいたように、様々な新しいパターンへの移行というものも考えなきゃいけない。

そうしますと、現在そこを使って様々な活動を展開していらっしゃる方々には大きな、また活動を展開する形を変えていただくことも出てきます。そういうことでは、場合によってはサービスの低下につながってしまうこともありますので、私どもといたしましては、現状

このレベルをできる限り下げたくないという気持ちもございまして、そういうことから直ちに、これとこれを併せて、2つ併せて1つにしてしまうとか、そういうことに直ちに進むというところになっていないということもございしますので、そのあたりも心にとどめていただければと思うところであります。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 町長のほうからお答えいただいたんですけども、建物等の更新、あるいは改修と、改築というようなことに関しましては、どうしてもその性格上、代替が利かない、広域化ですとか民営化といった意味で、代替が利かないというものもございまして。これは学校施設なんかまさにそれですけども、これについて、ほかの施設やインフラ等、全部を含めて、資料を集め計画をつくって、優先順位をつくってというふうになりますと相当な時間を要するということが考えられます。学校施設の場合には、ご存じのように、そのものの老朽化によって待ったが利かないという状況もございまして。こうしたものを、全体を取りまとめてからというのは理想的ではあるんですけども、優先的に進めるという考え方があってもいいんじゃないかと思えます。言い方は悪いですけども、ある面で見切り発車というような形になってもやむを得ないのではないかというふうに考えます。これについてお伺いしたいというのもう一つ、広域連携の推進というのは庁舎内での意見の集約もということですが、同時に、近隣との意見交換というのも並行して進めていくことによって共通理解をしていくというのは大変重要なことだと思います。これは事務レベルだけでなく、首長同士による共通理解と努力ということになると思えますが、検討だけではなくて、具体的にそうした点について取組を始めてもらいたいという2点について、再度町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（鶴沢一男君） 再々質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員の再々質問にお答えをいたします。

全体の総合管理計画の中で考えるのが理想ではあるけれども、学校、教育関係の施設など、緊急なものは先行してやるということも考えたほうがよろしいんじゃないかというご質問かと存じます。

私どももその点につきましては同じような考えであります。つまり、例えば今回の中央ポンプ場もそうでありますが、是非、善悪、議論なく直ちに取りかかれないと町の皆様の暮らしに深甚な影響がある、そういうふうなものにつきましては、私どもも、そもそもこの全体の優先順位を考えると上の方に置きますし、それは皆様の暮らしが破壊されないように、先回りしてそういったことには努めていくつもりでございます。

そういう中で、一般論でありますけれども、学校のここがこうということは申し上げられませんが、教育の施設は、特にその重要性が高いということは私どもも認識をいたしておるところであります。

もう一つ、協議などを進めるべきであると、首長などでですね。先般、給食センターについて長生村のほうで、新しく給食センターを設置されるということで、一宮町と合同でどうかということでお話をいただきました。結果的にこれは全くペースが合いませんでしたので、ご報告を申し上げたように話がまとまりませんでしたけれども、そういうお話というのは、これまでも個別にはございました。そういう中で、ただ、ここに絞って本格的にやりましょうと、前にもちょっと申し上げたんですけれども、お互いの文脈、現状認識、そうしたものがそろわないとなかなかうまくいかないんでありますけれども、今後はそういうことが多くあり得ると、私は考えているところであります。

私どもの町で関連するところでは、広域でのごみ処理ですとか、ああいった事業を早くから共同でやっております。こういった経験は大いに今後、公共施設を共有していくということに、いい先例となるんじゃないかと思っておりますけれども、私どものところでは、したがってこれからそういう話が次々に出てくる可能性があるかと思えます。そういうときは、首長としてはしっかりと皆様のご満足のおいような形を目指して協議をしたいと思っております。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

1点目の質問、終わりにしますけれども。

○12番（藤乗一由君） はい。

○議長（鵜沢一男君） 12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

それではできるだけ、前回のような無駄がないように、スピード感を持って、しかも広くご理解いただけるような形で進めていただきたいと思います。

2番目に移ります。小中学校の校舎、施設の整備等、今後の計画についてお伺いします。

学校給食施設の早急な改善をすべきであるという点が一つですが、現在、小中学校の給食調理施設は、どこも非常に老朽化しております。特に各小学校では、現在の基準に照らしますと適さないという点が多数ございまして、それにもかかわらず、逆に年々、各種アレルギーを持つお子さんたちが増加しているというような状況で、食を提供する現場としては大変危険な状況という現状です。

そんな中で、調理員の皆様の大変な努力によってようやく安全な給食が提供されているというところでは、今後、大きな問題が発生する前に、施設の改築改修、あるいは給食センターなどへの移行などを含めた早急な対応をしなければならぬと思っておりますが、町の考えをお伺いします。

2つ目としまして、附属施設の改善に関して、校舎の施設環境、早急な計画作成と実施について進めていただきたいという点です。給食施設だけでなく、プールや老朽化が著しい中学校の校舎、こうした改築などが検討の俎上に上がっておりますが、これについては、とにかく早急な対応が必要です。これらを、給食施設だけでなく一連のものとして、一体として計画を早急に進めるべきだと思います。それについての考えをお伺いします。

多少補足させていただきますが、給食施設、これに関しては、PTAや、保護者、ご家族の方のご理解が十分必要になります。改築ですとか、どんな形にするかという点に関しましては、それで、実情をきちんとお知らせして、ご理解いただく必要があります。

ところが、先ほど申し上げましたように、大変老朽化が進んでいて危ないという状況もありまして、給食の意味ということを考えますと、まず第一に、安全であると、安全な食を提供する。それから、きちんと子供たちに食事を、食を提供するということが保障されなければいけない。その上で、それを支える予算、町の負担というのがあるわけですが、これも大きな要素になります。

さらに、その上に乗っかって、食育ですとか、学校教育の中にこれを取り入れると。最終的に、おいしいものということになるわけですが、実際には、おいしいということが先行して言われてしまうケースが多いです。食の安全とか、これは当たり前だと。空気や水のようなものだとしか感じていらっやらないというケースがよくあるんです。

施設の老朽化に関しましては、もう一宮小、東浪見小も50年にもなろうとしております。両方ともほぼ同じ面積の調理室を持っていますが、一宮小の場合には600食近く、東浪見小の場合には170食余りという、同じほどの面積で3倍のものを提供して、しかもアレルギー

のお子さん、延べ20名、いろんな種類のアレルギーがありますが、一宮小の場合には、狭い調理室で7、8人の調理員の方の努力で、やっとそれを作っております。本来ですと、アレルギー対応の場合には、別室でとかという形で分けて調理しなければならないということが不可能な状態なんですね。こういったことを解消していくためには施設を更新しなければいけないわけですが、場所もないという状況があります。そうした状況も広く理解していただかないといけないんじゃないかと思います。それを踏まえてお答えをお願いします。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、1番と2番について、お答えのほうをいたします。

現在、給食施設につきましては、施設本体や給食機器の老朽化の進行に加え、食の安全確保や、各種アレルギー食に十分対応できるだけの調理環境が整っているとは言えない状況でございます。限られた給食施設の中で、給食従事者の方々に尽力をいただき、毎日の給食提供が成り立っております。しかし、アレルギーも多種多様になってきていることから、対応に非常に神経を使う業務であることは十分承知しております。

施設の大規模な改築や改修はすぐにはできませんが、現場の声を積極的に聞き入れ、人員配置や調理機器の入替え等、改善を図りながら、来年度に検討委員会を立ち上げ、検討のほうを進めてまいります。

続きまして2番目の質問でございます。

中学校校舎をはじめ、給食施設やプールなどの附属施設の改築改修に当たっては、来年度中に更新する一宮町公共施設等総合管理計画や、現在策定中の公共施設個別施設計画に基づき、改築等の時期や規模を見極め、早期に整備が着手できるように努力をしてまいります。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） それでは、今お答えいただいたんですけども、給食施設、これを第一に取り上げましたが、とにかく老朽化が激しいと。いろんな部分で老朽化が激しいということで、先ほどもちょっと申し上げましたが、学校校舎などを含めて、全体を一体として検討すべきだというのは自明のことです。しかも、代替が効かないものということ。その中でも、先ほど申し上げたような給食施設、これは特に一宮小の場合、大変な状況にあり

ます。毎年、調理員の皆さん、募集を何度もしておりますが、一宮小学校の調理員の皆さんの募集というのがほとんど全て、大変苛酷な状況で、無理をして、安全な食を提供するために努力していただいていると。にもかかわらず、あまりにも労働環境が悪いと。大変な状況なので、続けられないというケースが多いようです。

こうしたことを解消するためにも、全体を一体として早急にどのようにするかと。改築するか、それについて進めていただきたいんですが、教育長のほうでは、これに関して、どのように現在お考えか伺いたしたいと思います。

○議長（鶴沢一男君） 教育長、お願いします。

藍野教育長。

○教育長（藍野和郎君） 今までご質問をいろいろ聞いていて、とにかく1つ、2つの施設ではない。たくさん施設があつて、それを総合的に、どこからどういうふうに、どんな順番でということが大きなネックになってくるんだろうと思います。

学校施設の関係ですので、特に給食施設については、藤乗議員さんも直接現場に足を運んで、実際の労働してくれている給食の調理員さんたちの、その活動ぶりを、多分、自分の目で、直接見てのことなので、こういうご発言があつたんだろうと思って、その苛酷さを多分体験していただけたんじゃないかなと思います。

まず、給食施設に関しては、老朽化は、もう一日でも早く新しいものにしてあげたいという気持ちは皆さん同じだと思うんですけども、どう取り組むかということに関しては、来年度、まず、この給食施設の検討委員会というものを立ち上げて、その中でセンター方式への移行というのも選択肢の一つに加えていくことにしております。

要するに、自校給食ありきではなく、センターということも選択肢の一つに入れて、検討委員会を立ち上げるつもりです。現時点では、給食施設の建て替えとか大規模改修ということ、細々したことがまだ公にはなっていませんけれども、計画を立案するに当たっては、今の藤乗議員のご意見、ご指摘をいただいたものを十分考慮して取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 再々質問はございません。

先ほどの公共施設の件でも申し上げましたが、この計画ができてから5年間、きちんと進められなかったという現実がありますので、これを教訓として先に進んでいただきたいと、できるだけ速やかに進んでいただきたいというふうに思います。

それでは、3点目の質問をさせていただきます。

一宮町の町内と、町を取り巻く公共交通の今後の在り方と、それに関連するまちづくりの方向性についてお伺いしたいと思います。

1つ目は、今後想定されるJRの経営の方向性と、それに対する町の対策、方針をお伺いしたいと思います。

少子高齢化の加速とコロナ禍の中で、JRの今後の減便や路線縮小といった可能性が言われております。今回の改正では、特にそういう状況はなかったというふうにお伺いしておりますが、町では今後のことにつきましてどのような情報を把握しているのかということ。

それから、問題解決に最も重要なことは、JRは民間ですので、利用者自体を減らさないということです。町ではこの対策をどのように考えているのかということ。少なくとも一宮駅の利用者数を減らさないというためには、駅利用のための利便性ですとか、道路、インフラの整備、将来的な駅周辺の土地利用の在り方ですとか、近隣町村との関連、連携、こういったものも視野に入れなければならないと思います。町の考えを伺います。

2つ目として、地域公共交通としての巡回バス、にこにこサービスこうしたものについて、今後どのような形で進めるのかということです。高齢者などをはじめとした交通弱者が安心して暮らせるまちづくり、これを進めるためには、今後、地域の公共交通は欠かせないと思います。一宮に移住してきていらした方の中で、この問題の不安のために転出される、あるいはそれを考えていらっしゃるという方もおいでです。町では今後これにどう取り組む考えか伺います。

3つ目として、それらに関わる予算、資金をどう措置していくというお考えなのかという点。

さらに4つ目としまして、こうした公共交通、この整備をもって、あるいは十分な提供ができるという環境をもって、今後のまちづくりにどう活かしていくのかということにつきまして、町長のお考えを伺いたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） それでは、藤乗議員の公共交通の今後と、その在り方と方向性についてお答えいたします。

まず1点目のご質問でございます。

J Rに係る町の対策、方針につきましてでございますが、千葉県及び県内の関係市町村並びに一般社団法人千葉県経済協議会で組織されている千葉県J R複線化等促進期成同盟に、当町も加入しております。千葉県内J R線の複線化等、鉄道整備並びに利便性の向上を促進し、産業経済の発展と県民生活の向上に資する取組を実施しております。

主な取組内容でございますが、毎年、各路線のダイヤ改正や施設整備等の利便性向上に関する要望内容を検討の上、決定し、J R東日本等に対する要望活動を行っております。また、J R社員が出席する会議もありまして、その際にはダイヤ改正やJ R外房線の今後の方針や意見交換なども行っております。また、上総一ノ宮駅の周辺整備、利用促進をも含めた周辺整備につきましては、前回、志田議員への答弁もしたところでございますが、当面は既存の広場の利便性や安全性を確保するために不可欠な整備を行い、用地買収や大規模な工事を伴う駅前広場の利便性を高めることを含めた本格的な再整備については、東口の利用状況や、町民の皆様のご意見、町の財政状況等を見極めながら検討してまいります。

2点目の地域交通機関の今後の取組の考え方につきましては、一宮町地域公共交通総合連携計画に記載された持続可能な町を育み支える公共交通の実現性を将来像として、高齢者などが安心して外出できる交通手段の提供、小中学生が安心して通学できる交通手段の確保と拡充、地域連携による持続可能な交通体系の構築、住民だけでなく観光客のニーズに合わせた交通手段の提供を目標として、現行の町のサービスの見直しや拡充、必要に応じた新たなサービスなどを検討してまいります。

3点目のこれらの予算、資金の措置につきましては、国や県の補助金や基金などを最大限活用して、負担軽減に努めてまいります。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員からいただきました4点目の公共交通の在り方を今後のまちづくりにどう活かしていくのか、町長の考えをというご質問にお答えを申し上げます。

まず、大きくJ R外房線と、それから町内における自動車による移動手段ということで、2つに分けてまずお話をさせていただきますが、このJ R外房線でありまして、千葉、東京

方面への日常的往来を可能とする回路として、一宮町がベッドタウン的な機能を果たす、そうした機能を支えるものとなっているかと思えます。一宮町への移住者の方の流れが途絶えないのも、この回路が存在し機能しているということによるものが大きいと思っております。これは移住者の方のアンケートの中からもうかがえるところであります。

また、観光客の方々も、かつては全てがこの鉄道でお越しになっておられました。今は車でお越しになる方も多くいらっしゃいます。そちらが主流になっているかもしれませんが、一定程度はこの回路でご来訪いただいているというふうに思うところであります。

町としてはこのJR外房線の現状を、JRとの協力を通じて維持し増進していくことが、今後の町の維持、発展に極めて重要だと考えているところであります。

具体的には、これまでも、細かいところを一つ一つ申し上げると大変煩瑣にわたりますので、そこはちょっと省略させていただきますが、相当、各種の協力をJRには私どものほうもさせていただいております。一つだけ例を挙げますと、かつては防災無線で上総一ノ宮駅を中心とする外房線の運行状況は、町の方にお知らせすることはしていませんでしたけれども、現在はJRのほうとそうした協議をまとめまして、町の防災無線で情報を差し上げるということで、これは町民の方からはご好評をいただいているところであります。

そうした協力をたゆまず、これからも強化していくべきであると、JRのお仕事に私どもがお力添えを差し上げるのが大事だと思っております。

一方で、町内の移動手段としての自動車の公共交通であります。これも町民の皆様の安心安全の暮らしを維持し増進するために必須なものであるというふうに考えております。

この文脈ですが、日本社会、1970年代以降、本格的な自家用車本位の社会になりました。ご高齢ほかの理由で、この自動車の運転ができない方は、日常のお暮らしの各種のサービスをお受けになるのに、外に出るのに困難を覚えざるを得ないと。車が運転できないと遠くまで行けないということで、非常に苦しい状況に落ちざるを得ないと、そういう状況になっております。

そこでこうしたニーズにお応えして、外出して買物や通院ができる手段、それを提供してまいらなければならないわけでありまして。民間の事業のお立場でそういう事業を展開していただいて、採算性を確保しながら、一方で経済的な弱者の方々のニーズにも十分応えていただく、これが理想的な形です。

しかし、それが難しいとすれば、民間事業者の方々との協議の上で、行政の業務として、必要なサービスを継続的に持続的に差し上げる必要があると考えているところであります。

つまり、町にお住まいの方が、日常的な生活を安定的に維持していくために、どうしてもこういった公共による移動の手段の提供というものが需要であろうと、私はこれからも間違いなくそうであろうと考えております。

一方で観光の方々、鉄道で来町された方々が、町内各所の観光拠点へ、釣ヶ崎もそうでありますけれども、足を運んでいただくためには、また公共交通は役に立つ。これは町内の経済活動の活性化につながるものだと考えているところであります。

町の方々が、外出して快適にお暮らしていただく、そのための回路。また、観光でお越しになられる方の回遊性を高めて、町の経済活動の活性化に寄与していただくための回路、ということで、公共交通は、まちづくりにとって不可欠なものだと考えております。

民間事業者の方とも、役割分担について行政の立場でよく見極めた上で、これは公共交通をまちづくりに欠かすことのできない柱として、今後もその持続的確保に努めていきたいと、そのように考えるところであります。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 町長の答えもいただきまして、お気持ちは大変分かるんですけども、一般的な部分もございしますが、具体的にどうするのかというところが見えないというところなんですね。また、企画課長のご答弁の中でも、一部、私の質問に対して勘違いがあるのではないかなという部分があります。

JRは民間事業者なので、最終的には乗降客数、売上げといった数字に頼らざるを得ないことになると思います。東口周辺を整備すれば乗降客数が増加する、あるいは長年にわたって現状維持できるというわけではございませんので、これは逆だと。私は東口の整備をしてくれということを行っているわけではないので、利用者の状況、車の状況とかも含めて、その整備は決めていくしかないでしょうというふうに考えます。

ところが、少子高齢化が進むことによって、通勤通学者は年々減少することは目に見えております。中長期的に見て間違いはないでしょう。免許の返納者も増えれば、車の数も当然減ります。ですから、先に整備することが必要なのではないと思います。一ノ宮駅の利用者を少しでも減らさない、あるいは一ノ宮駅だけではないですけども、このためには、一宮町だけでなく周辺からの利便性、利用者の利便性も考慮した道路環境の整備といったことも重

要になると思います。あるいは駐車場利用といったことも、どういうふうに、民地ではありますが進めるべきというような考え方が検討される場面も必要だと思います。

そういった意味での駅周辺の土地利用の在り方という意味ですが、それを基にして、東口周辺の整備というのがあると考えます。

また、地域公共交通の機関につきましては、巡回バス、これの季節運行を5年も続けてきましたが、結果として申し訳程度に季節運行して、まるで人気取りのようにやっているだけというような形になってしまいました。昨年、今年と中止という形になるわけですが、運行しているときには、意見や要望は出ますけれども、休止している期間の中で、どれだけそれについて、再開を懇望されているかというところは不明です。ですからむしろ、本気でやる気があるのかという意味で、あまり当てにされていないという現実があるわけです。むしろ、試験運行ということであれば、今後の公共交通の検討協議会とかの設置を考える場面では、巡回バスということであれば、コースやルート時間帯、バスのサイズ、こういったものをいろいろもっと試してみるということが必要だったと思いますし、ほかの自治体で運用しているような、違うタイプの公共交通、これも試してみるというのも必要だったのではないかと思います。

今後、試験というふうに踏まえて、これを検討するのであれば、そうした形をしていただくほうがよろしいのではないかと思います。現実には免許返納したらどうしようかということに悩んでいらっしゃる方も大勢いらっしゃいます。こういった現状について、きちんと情報収集をして、聞き取りなど、ご意見を伺ってというようなことが必要なんではないかと思います。それによって具体策、取り組むべきことが見えてくるとは思いますが、それについて町の考えをお伺いします。

○議長（鵜沢一男君） 再質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） 藤乗議員の公共交通に関する再質問にお答えします。

町の公共交通を取り巻く環境は、コロナ禍による駅利用者の大幅な減少や、お買物、観光、循環バスの運行中止、経済の低迷による税収の大幅な落ち込みなど大きく変化しております。

加えまして、公共交通をめぐっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止徹底の必要性とともに、今後、自動運転技術の実用化やCO₂排出削減の取組の強化などの構造的な変化も見込まれるものであり、現時点で具体的な施策を策定するのが困難な状況にあります。

町としましては、まずは来年度に予定しております総合計画や一宮版地方創生総合戦略の

策定作業において、町民の皆様のご意見も伺いつつ、こうした環境変化も踏まえた公共交通の在り方について検討してまいります。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） ただいまお答えいただきましたが、町長のお考えも、これについて検討していくということによろしいのでしょうか。検討していくことであれば、できる限り前向きに走り出していきたいと思えます。

○議長（鵜沢一男君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私は、先ほど申し上げましたとおりでございますが、交通弱者になっていらっしゃる皆様に、これは民間事業者の方とのすみ分けは必要でありますけれども、行政から廉価な移動手段を提供するということの必要性は痛感いたしております。

今、循環バスにつきましては、ご存じのとおりコロナの問題がありまして、9人乗りのマイクロバスでございます。それで、外からの来訪者も乗れるということでもありますので、もしこれで接触が生じて感染が拡大することになりますと、非常にこれは問題があるということで、感染防止の手だてがなかなか展望できない。例えばこれ1席置きに座っていただいた場合、4名とかしか乗れないということになります。ですから、そうしました場合、非常にこれはもう何か機能としては不十分だということで、やむを得ず今休止をしておるわけになります。

こうした中で、一方でここサービスにつきましては、不特定の方の乗り合いという性質がございませんので、パーティションをしっかりして使っていただいているということがあります。当面これで、皆様の日常的な必要に応じたいというふうに考えております。

バスにつきましては、私が実際にかかなりの数の方から伺ったところでは、本当はやってほしいけれども、コロナであるから仕方がないねということでありました。

既存の形にこだわらずに、様々な形を積極的に検討するということについては、全くやさかではありません。前向きにそのような取組をしていきたいというふうに思うところであります。よろしく申し上げます。

○議長（鵜沢一男君） 以上で、藤乗一由君の一般質問を終わります。

よろしいですか。

一般質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時です。

休憩 午前11時42分

再開 午後1時00分

○議長（鶴沢一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 袴田 忍 君

○議長（鶴沢一男君） 次に、7番、袴田 忍君の一般質問を行います。

7番、袴田 忍君。

○7番（袴田 忍君） 7番、袴田でございます。私も2問質問がございますので、1問ずつ区切らせてやらせていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（鶴沢一男君） どうぞ。

○7番（袴田 忍君） それでは、まず1問目お伺いします。

幹線道路の現状と対策についてということでございますが、私は平成9年度より、町の交通安全協会の指導員をずっとボランティアとしてさせていただいております。広報活動の推進、そしてまた歩行、歩いている人の安全、車両誘導等、そういったボランティアをしている中で、今回改めてこの質問をさせていただきます。

今、128号線沿いに、長生村と一宮の境のしまむらの前に丁字路がございます。そちらに交通信号が昨年の12月に設置されました。あれからもう3か月が過ぎています。混雑時期や時間帯には長い渋滞を起こすということで、一宮町側からもかなり苦情があったように聞きました。私のところにも苦情が、交通安全指導員という形であったものですから、苦情もありました。

私は、信号を造ったということは非常にありがたい。やはり歩く人、そしてその場所を利用する人のためには、信号は僕は必要かなと思います。ですが、造られる工程の中で、やはり私たちが気づかないものがあるのかなということで、質問させていただきたいと思います。

現時点の設置は、双方の町村が同意して設置したものなのか、警察判断で設置したものなのか、そしてまた、それに対する苦情はあるのかということでお伺いしたいと思います。

あと1点は、交通渋滞を起こせば、当然人の心理は、近く時間のかからない道に変更しようと考えます。その場所を回避、当然路地裏に入る、住宅地に入る、通学路に入る、それは

危険が伴います。町はこのような場所、この場所に限らず裏道対策をどのように考えているのか伺います。この2点お願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 信号機の設置は、長生村村議より村に対して依頼があり、長生村から要望を警察が受けて設置に至っております。設置に当たり、警察より現場立会いの依頼が当町にもあり、カーブミラーや誘導標等を撤去するよう指導を受け、町直営で対応しております。

苦情については、設置当初、信号機の時間調整に配慮が足りなかったためか、一宮町にも数件の苦情がありましたが、設置後交通量の推移を見極めて時間調整を行ったその後の苦情は聞いておりません。

あと、裏道対策についてですが、信号機設置による周辺道路への影響を見極めた上で、必要な措置を講じてまいります。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

7番、袴田 忍君。

○7番（袴田 忍君） 要望という形で出させていただきたいと思います。

私は、この設置に関してはいいことだなと思っております。ただ、この一宮側から見て、一宮から長生村に向かう、茂原に向かう上りのほうからの住民として見れば、あの場所、カーブがある、そしてまた手前に宮原の交差点があるということで、信号が2つつながってしまうということであれば、やはり宮原の信号から行って、あのカーブの前のあそこの信号に気づかずに入ってしまうという可能性もあると思いますので、やはりあれば、手前に黄色の点滅信号をつけるとか、そしてまた、時間的な配慮で信号機が移りますが、今は時差式になっておりますけれども、時差式よりもうちょっと簡単に感應式の信号であるとか、そういうものをつけてもらえると、もうちょっと利便性があつたのかなと私は思います。

そういうものを考えた中で、もし今後こちらのほうから、一宮側のほうから、夏、まして今度はオリンピックという大きなイベントもございます。渋滞を少しでも緩和させるためにも、やはり信号の在り方をもうちょっと検討していただいて、茂原交通課であるとか、公安

委員会のほうに要望を出していただければありがたいなと私は思っております。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 次の質問をお願いします。

○7番（袴田 忍君） 2点目の質問に入らせていただきます。

コロナ感染症から見える高齢者の対策ということで質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症から、これまで2回の緊急事態宣言が出ております。人の外出は制限されています。制限を受けるのは人全体ですが、特に高齢者は外出する機会を失っています。

そこで伺います。

1点目、集いや趣味の教室、自己の学習、これはサークル活動ですね、制限され、気も心も元気も失っている状態にあると思います。コロナ対策として心の充実を図る、福祉的、健康的な支援を町は考えているのか。

2点目、4月以降、ワクチン接種が始まります。接種を受ける場所、時期も調整中と聞きますが、接種場所が決まれば交通手段を考えなければいけません。独り世帯、自家用車のない人、また健常者でない方に対して交通支援は考えているのか。

3点目、コロナ対策後、独居高齢者の健康を配慮した訪問者はできているのか。

この3点でございますが、2点目のワクチン接種に関しては、先ほど大橋さんのほうからも質問を受けていたと思いますので、この辺は簡単で結構でございます。よろしくお願いたします。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常磨君） それでは、高齢者支援に関するご質問について一括してお答えいたします。

議員ご質問のとおり、コロナ禍の影響で、特に高齢者の皆様は外出の機会が減り、家に閉じ籠もりがちになるなど、身体機能や生活機能の低下が心配されるところであります。そのため町では、自宅でも簡単にできる運動を広報紙等で随時ご案内しているほか、保健センターで行う健康運動教室やはつらつ教室など、高齢者向けの教室を感染対策に配慮し、継続しております。

また、独居高齢者の訪問支援では、民生委員による自宅訪問や、社会福祉協議会による配食サービス等を継続しており、高齢者の皆様の健康増進や安否確認にも努めているところで

ございます。

こうした取組は、コロナ禍に限らず、平時から必要と認識しております。さらなる充実はもとより、より多くの皆様にご活用いただけるよう、これまで以上に周知にも努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

なお、新型コロナワクチンの接種は、現在準備を進めている状況でございます。ご質問のありました交通支援の必要性など、あらゆる事態を想定し、体制を整えてまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

7番、袴田 忍君。

○7番（袴田 忍君） 課長、いろいろありがとうございます。

私はこれに関して、ちょっと2つほど要望をしたいと思います。

というのは、やはり訪問支援、これは非常に大切なことでございます。地域の民生委員、そして今、配食サービス、委員だけで見守りをしている。私はその人たちだけでは負担が大きくなってしまわないか。地域の中には、福祉に関する有資格者がいれば、また、潜在看護師、元介護支援員、また、人に携わる保育関係者、福祉施設等の職員等、意識のある方は協力していただけたらと思います。町当局においても、このような人たちの人選の発掘と、地域内で活動できる福祉協力者を募っていただきたいと私は思っております。その支援の高齢者、その支援の拡大を図っていただきたいと思います。

2つ目、ワクチン接種がこれから始まります。やはりワクチン接種が始まると、これは公営機関で進行状況を見定めての判断と思いますが、私が心配なのは、このワクチンを受けるための移動方法だと思っております。迅速に運ぶ方向性に、町として正確に出していただいて、安心安全な接種場所にまで送迎していただければありがたいと思っております。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 以上で袴田 忍の一般質問を終わります。

これをもちまして通告されました一般質問は全て終了いたしました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第6、承認第1号 令和2年度一宮町一般会計補正予算（第8次）の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、承認第1号 令和2年度一宮町一般会計補正予算（第8次）の専決処分につき承認を求めることについてご説明いたします。

議案つづりの2ページをお願いいたします。

令和2年度一宮町一般会計補正予算（第8次）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,498万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億6,110万2,000円とするものでございます。

主な内容につきまして、歳出から説明をさせていただきます。

議案つづりの8ページ、9ページをお開きください。

9ページの説明欄でご説明いたします。

まず、一番上のふるさと応援事業5,000万円でございますが、これにつきましては、ふるさと納税の謝礼1,500万円とポータルサイトの使用料345万円、それからふるさと応援基金への積立て3,095万4,000円が主な内容でございます。

2つ目の、新型コロナウイルスワクチン接種事業1,350万円につきましては、コロナ対策対応ツール導入委託料ですとか、コールセンターの運営委託料など、当面新型コロナウイルスワクチン接種に必要な予算を計上したものでございます。

3つ目の、都市下水道維持管理事業につきましては、中央ポンプ場の4号ポンプのエンジンに故障が発生いたしまして、来るべく6月、7月の出水期に間に合わせるように、急遽修繕を委託したものでございます。金額は148万5,000円でございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

初めに、16款国庫支出金でございます。こちらの保健衛生費補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,350万円でございます。

19款の寄附金につきましては、一般寄附金、ふるさと応援寄附金ですが、これが5,000万円でございます。

20款繰入金につきましては、公共施設整備基金繰入金を148万5,000円繰り入れるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(発言する者なし)

○議長（鶴沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

日程第6、承認第1号 令和2年度一宮町一般会計補正予算（第8次）の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 日程第7、議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

議案つづりの10ページをお開きください。

改正内容につきましては、一宮町スポーツ推進委員の報酬を別表第1中、スポーツ推進委員の年額報酬5万500円の上に、スポーツ推進委員会長、半日額4,000円を加え、スポーツ推進委員年額報酬5万500円を半日額3,500円に改めるものです。

また、附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものになります。

どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(発言する者なし)

○議長（鶴沢一男君） ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第7、議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢一男君) 次に、日程第8、議案第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長(鎗田浩司君) 議案第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案つづりの12ページをお願いいたします。

本条例の改正につきましては、税制改正におきまして、令和3年1月から給与所得の控除及び公的年金等の控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとなりました。これに伴い、所得情報を活用している国保制度においても不利益が生じないようにするため、国の基準に合わせて所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容について申し上げます。

第21条は保険税の減額について規定しておりますが、税制改正により、給与所得者等が2人以上いる世帯については、収入に変更がない場合でも、保険税の軽減措置に該当しなくなる場合があることから、軽減判定所得の算定方法を2点見直しをするものでございます。

1点目といたしましては、基礎控除額を現行の33万円から43万円に、10万円の引上げを行います。

2点目は、給与所得者と公的年金等の支給を受けている方の合計数から1を引いた数に10万円を掛けた金額を加えます。これにより、給与所得者や年金所得の世帯については、これまでと同じように軽減が受けられるようになり、不利益が生じないこととなります。

なお、この改正につきましては令和3年4月1日から施行し、令和3年度以降の国民健康保険税に適用されるもので、令和2年度分までにつきましては、従前の条例が適用されるものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第8、議案第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第9、議案第3号 一宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第3号 一宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案つづりの14ページをお願いいたします。

それでは、主な改正の内容について申し上げます。

今回の改正につきましては2点ございまして、1つ目は、1行目から5行目の第4条の改正で、国民健康保険被保険者の適用除外規定を設けるものでございます。

こちらは、児童福祉法の規定により、児童福祉施設に入所している児童または小規模住居型児童養育事業を行うもの、もしくは里親に委託されている児童であって、扶養義務者のいないものを国民健康保険の被保険者としなないことの規定について定めるものでございます。

今回、適用除外となります児童の医療費につきましては、県から受診券が発行され、公費負担されることになっておりますが、他県におきまして、国保の被保険者としている事例があったことから、国及び県からの要請に基づきまして必要な対応を行うものでございます。

2つ目は、中段の附則第2条の傷病手当金に関する規定の見直しでございます。

こちらは本条例で引用しております新型コロナウイルス感染症を定義している法令が削除されたため、これに伴い、条例中の同感染症の定義を、国から示されました内容に基づき変更するものでございます。

なお、支給要件等の内容については、今までと同じで変更はございません。

附則といたしまして、施行期日は公布の日からとするものでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第9、議案第3号 一宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第10、議案第4号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、議案第4号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづりの16ページをご覧ください。

今回、3点の改正がございます。

1点目は、第2条第1項保険料の改正です。令和3年度から令和5年度までを計画期間とする新たな第8期介護保険事業計画に基づき、65歳以上の保険料を改正いたします。現行の第7期では、保険料基準額を年額6万1,200円としているところ、第8期では年額1,200円を引き下げ6万円といたします。

また、第2項から第4項の改正は、低所得者への保険料の軽減措置を同様に改正するものであります。

続きまして、2点目は第4条の改正です。

保険料の額を算定するための所得段階が、平成27年に6段階から現在の9段階に細分化されました。その際必要だった条例改正を失念しておりましたので、今回整備させていただくものであります。大変申し訳ありません。

なお、この改正により影響を受ける方はおりません。

最後に3点目、附則第9条の改正です。制度そのものに変更はありません。新型インフルエンザ等対策特別措置法が一部改正され、新型コロナウイルス感染症の定義規定に整理が必要となりましたので、所要の改正をするものであります。

附則といたしまして、保険料を改正する第2条の規定は令和3年4月1日から施行するほか、経過措置では、令和2年度以前の保険料は、なお従前の例によるといたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○議長(鵜沢一男君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第10、議案第4号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢一男君) 次に、日程第11、議案第5号 一宮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長(森 常麿君) それでは、議案第5号 一宮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案つづりの18ページをご覧ください。

厚生労働省令の一部改正によりまして、2点の改正がございます。

1点目は第6条の改正で、居宅介護支援事業所の関係です。この4月1日以降、事業所の管理者は主任介護支援専門員を充てるということが原則となりますが、急な退職や長期療養などやむを得ないと認められる場合に限り、介護支援専門員を管理者として認める緩和措置を追加するものであります。

2点目は、附則第3項の改正です。この3月31日の時点で、介護支援専門員が管理者である事業所は、その者が管理者を続ける限り、先ほどの管理者は主任介護支援専門員でなければならないとする要件を、令和9年3月31日まで猶予するものであります。

なお、今回の改正で影響を受ける町内の事業所はございません。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第11、議案第5号 一宮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第12、議案第6号 町道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 議案第6号 町道路線の変更についてご説明いたします。

議案つづりの20ページからになります。

道路法第10条第2項の規定により、町道の路線を変更するものです。

町道工事等により路線の起終点及び道路幅員が変更となった路線や、道路形態がなく、機能していない部分のある13路線の道路認定を変更するものです。変更箇所と変更内容については各表のとおりになりますので、詳細にご確認をお願いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第12、議案第6号 町道路線の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢一男君) 次に、日程第13、議案第7号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長(土屋 勉君) 議案第7号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更することについてをご説明いたします。

議案つづりの22ページからになります。

協定の一部を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

委託名は、一宮町公共下水道施設の建設工事委託で、中央ポンプ場除塵設備改修工事と電気設備改修工事の2工事になります。

工事の完了期限の変更は、当初令和3年3月31日を令和3年6月30日に変更するものです。

変更の理由は、除塵設備改修工事、令和2年9月の入札が、参加者なしによる取りやめで再入札となり、工場製作に遅れが生じたことによるものです。協定額の変更は、し渣搬出機、し渣ホッパーの設置見直しや、機器費の精査及び管理諸費等の減額により、当初5億3,789万円を1億7,589万円減額し、変更で3億6,200万円としたことによるものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(鵜沢一男君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第13、議案第7号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢一男君) 次に、日程第14、議案第8号 令和2年度一宮町一般会計補正予算(第9次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長(秦 和範君) それでは、議案第8号 令和2年度一宮町一般会計補正予算(第9次)議定についてご説明いたします。

議案つづりの25ページをお願いいたします。

令和2年度一宮町の一般会計補正予算(第9次)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億6,110万2,000円とするものでございます。

また、第2条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるというものでございます。

初めに、繰越明許費の説明をさせていただきます。

議案つづりの31ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、総合戦略策定事業でございますが、こちらにつきましては新型コロナウイルス感染症の収束が見えず先行きの見通しが立てられなかったこと、また有

識者会議等を開催することが困難であったため、来年度に繰り越して策定するものでございます。金額は550万円でございます。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、赤ちゃん応援臨時給付金給付事業でございます。こちらにつきましては、支給対象要件が令和2年4月28日から令和3年4月1日に生まれた児童であることから、この4月1日生まれの児童分の予算を確保しておくために繰り越すものでございます。金額は20万2,000円でございます。

続きまして、7款土木費でございます。

2項道路橋梁費、道路新設改良事業、町道1-7号線に関わるものでございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして警察との協議が遅れたほか、用地補償等の交渉が対面で行うことができず、年度内の用地買収、補償物件移設が困難であるため繰り越すものでございます。金額は1,569万5,000円でございます。

同じ土木費の4項都市計画費でございます。公共下水道施設整備事業8,311万円でございます。こちらにつきましては、先ほどの議案でご説明がありましたとおり、中央ポンプ場の大規模改修について、下水道公社に委託している事業のうち入札が遅れたものがありまして、年度内に完了ができなくなったために繰り越すものでございます。

続きまして、歳出から主な内容をご説明いたします。

それでは、議案の45ページをお願いいたします。

説明欄で説明いたします。

上から2つ目の項目、議員報酬等につきましては、議員が1人減ったこと、それから報酬の10%削減を5か月行ったことによる減額454万6,000円でございます。

次に、49ページをお願いします。

一番上、東京五輪準備事業につきましては、1,341万4,000円の減額でございます。管理運営の委託料1,104万7,000円が主な内容でございます。

まちづくり推進事業3,116万2,000円の減額につきましては、五輪のイベント管理運営、町の独自イベントの管理運営委託、これが2,195万円の減額。それから工事請負費で、釣ヶ崎海岸施設設備本設工事804万1,000円の減額が主な内容でございます。

1つ飛ばしまして、ふるさと応援事業660万9,000円につきましては、ふるさと応援基金への積立てでございます。

一番下の項目、財政調整基金につきましては、2億3,207万1,000円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

51ページをお願いいたします。

公共施設整備費につきましては、6,002万3,000円を積み立てるものでございます。

その下、特別定額給付金給付事業1,978万2,000円の減額でございますが、こちらにつきましては精算による減額でございます。

続きまして、57ページをお願いいたします。

上から2つ目の項目、自立支援事業につきましては、2,610万1,000円の増額でございます。こちらにつきましては、利用者の利用頻度が増えたことから増額するものでございます。

1つ飛ばしまして、地域生活支援事業213万2,000円の減額につきましては、利用者の減などに伴う減額でございます。

その下、心身障害者（児）施設等運営費補助事業につきましては、利用者の利用施設の変更に伴いまして143万2,000円増額するものでございます。

続きまして、59ページをお願いいたします。

下から2つ目の項目、介護保険施設等支援事業、これにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応従事者の慰労金でございますが、精算によりまして144万1,000円減額でございます。

61ページをお願いいたします。

上から2つ目の項目、後期高齢者健康診査事業でございます。こちらにつきましては、精算によりまして346万9,000円減額するものでございます。

1つ飛ばしまして、3款民生費の一般職人件費でございますが、こちらにつきましては、人事異動によりまして、いちのみや保育所から一宮小学校に調理員が異動したことによりまして人件費が236万1,000円減額でございます。

その下、保育委託事業につきましては、愛光保育園の委託料でございます。こちらは入所者が減となったことから403万6,000円の減額でございます。

その下、子ども・子育て支援対策事業につきましては、施設型給付に係る人数が減ったことから874万8,000円と減額でございます。

一番下の、放課後児童健全育成事業につきましては、会計年度任用職員の減が主な内容でございます。あと、その他精算によりまして417万5,000円減額でございます。

63ページをお願いいたします。

一番上です。児童手当支給事業、こちらにつきましては出生数の減などから1,084万5,000円の減額でございます。

65ページをお願いいたします。

上から3つ目の項目、4款の衛生費の人件費でございます。一般職の人件費、こちらについては退職者が1人あったことから206万5,000円の減額でございます。

2つ飛ばしまして、保健衛生関係事業につきましては、広域の夜間救急診療所、こちらのコロナ対策を実施したということで、一宮町分の負担金が175万5,000円の増額でございます。

一番下の、健康増進事業につきましては、407万5,000円の減額でございます。こちらも、コロナ関係で30歳代の集団健診を中止したこと、それから健診受診者が減ったことから減額となっております。

67ページをお願いします。

上から2つ目、医療機関等支援事業、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金でございます。これの医療従事者分は、精算によりまして143万円の減額でございます。

その下、子ども医療費助成事業につきましては、674万6,000円の減額です。これにつきましては、医療機関の受診者が減ったということでございます。

続きまして、69ページをお願いいたします。

上から3つ目の項目です。農業振興事業742万6,000円の減につきましては、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、こちらが他の事業で採択を受けたため702万7,000円を減額するものが主な要因でございます。

2つ飛ばしまして、ため池整備事業でございます。こちらにつきましては、入札の差金で267万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、71ページをお願いいたします。

ページ中ほど、お買物・観光循環バス運行事業でございます。こちらにつきましては、事業未実施のため318万4,000円の減額でございます。

その下、観光振興事業につきましては、W i - F i の設置を計画しておりましたが、これはオリンピックの関係で、来町される方、一ノ宮駅を利用される方向けに設置する事業でございましたが、これもオリンピック延期に伴いまして142万6,000円の減額でございます。

それから、1つ飛ばしまして一番下、海水浴場開設事業でございますが、こちら2年度は海水浴場未開設のため812万1,000円減額するものでございます。

73ページをお願いいたします。

一番上、観光イベント開催事業につきましては、上総国一宮まつり開催が中止となったた

め175万4,000円の減額でございます。

その下、海岸有料駐車場運営事業につきましては、開設期間を短縮したことによりまして、警備委託料を483万円減額するものでございます。

2つ飛ばしまして、道路橋梁管理事務運営費でございます。こちらにつきましては、公用車、ダンプトラックを1台購入したわけですが、その契約差金182万5,000円を減額するものでございます。

一番下の項目、道路新設改良事業につきましては、町道1-7号線の詳細設計の委託を109万5,000円減じまして、同じ金額を立木補償費、こちらは75ページになりますが、109万5,000円をそちらに振り替えるということでございます。予算の増減はございません。

75ページの上から2つ目、都市計画事務運営費331万8,000円の減につきましては、統合型GIS導入委託料、こちらが入札差金を減額したものでございます。

一番下の、災害対策事業247万5,000円の減につきましては、消耗品であるとか防災備品の入札の減が減額の要因でございます。

77ページをお願いいたします。

国際化教育推進事業352万1,000円の減につきましては、海外ホームステイ研修補助金318万7,000円の減額が主な内容でございます。

79ページをお願いいたします。

東浪見小学校管理運営事業、こちら413万8,000円の減額です。主な内容は、パソコンの借上料、これが期間が短くなったことから325万円減額したということが主な内容でございます。

一番下の項目、一宮小学校管理運営事業1,150万5,000円の減額ですが、こちらにつきましては、会計年度任用職員の退職による減が326万6,000円。それから81ページになりますが、プール水泳指導委託料113万5,000円の減、それからパソコンの借上料がまた期間が短縮したことによる減、バス借上料の減などが主な内容でございます。

83ページをお願いいたします。

一宮小学校教育扶助費108万2,000円の減につきましては、申請者が減少したということでございます。

続きまして、85ページをお願いします。

上から2つ目の項目、教育、こちららも中学校の教育扶助費でございますが、こちらにつきましても申請者が減少したということで、102万9,000円の減でございます。

それから2つ飛ばしまして、青少年健全育成事業114万9,000円の減につきましては、七歳児合同祝の中止でありますとか、青少年関連団体への補助金の減が主な内容でございます。

87ページをお願いいたします。

一番下の11款公債費でございますが、借入金利子償還金でございます。こちら公債費の精算によりまして、729万4,000円の減額でございます。

89ページをお願いいたします。

89ページ、上から4つあるんですが、こちらにつきましては各会計への繰出金でございます。それぞれの会計の精算によりまして増減しているものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

34ページ、35ページをお願いいたします。

まず、町税でございますが、個人町民税、それから固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税、これを合わせまして1,264万4,000円の減額でございます。

続きまして、中ほどよりちょっと下です、6款の法人事業税交付金でございますが、県税交付金の精算によりまして200万円の増額。

その下、8款ゴルフ場利用税交付金につきましては、こちらも県税交付金の精算によりまして450万円の減額でございます。

12款地方交付税につきましては、交付決定に伴う精算をいたしまして、1億1,207万7,000円の増額でございます。

14款分担金及び負担金につきましては、1目の民生費負担金、児童福祉費負担金が578万4,000円の減額でございます。こちらにつきましては、学童保育の保育料日割計算をコロナウイルス感染症拡大の影響で実施したことから減額するものでございます。

36ページ、37ページをお願いいたします。

15款、使用料及び手数料でございます。

3目商工使用料でございます。こちら1節の海岸駐車場使用料が、実施日数の減によりまして771万1,000円減額でございます。

1つ飛ばしまして、16款国庫支出金でございます。

1目の民生費国庫負担金につきましては、1節の社会福祉費負担金が516万9,000円の増。こちらは障害者自立支援給付費負担金、これは過年度分の精算があったことから増額が主な内容でございます。

2節の児童福祉費負担金については、子どものための教育・保育給付交付金の事業費が減

少したため949万7,000円減額でございます。

3節の児童手当負担金につきましては、これも事業費が減額したため763万円の減額でございます。

16款国庫支出金でございます。

1目の総務費国庫補助金のうち3節の特別定額給付金給付事業費補助金につきましては、事業費の減によりまして1,978万9,000円減額でございます。

2目の民生費国庫補助金の1節社会福祉費補助金でございますが、こちらも地域生活支援事業費補助金が事業費の減によりまして262万9,000円の減でございます。

続きまして38ページ、39ページをお願いします。

17款県支出金、1目民生費負担金でございます。

1節の社会福祉費負担金につきましては、障害者自立支援給付費負担金が、事業費の増額を主な内容としまして626万1,000円増額です。

2節の児童福祉費負担金につきましては、子どもための教育・保育給付費負担金、こちらが事業費の減によりまして569万円減額でございます。

続きまして、17款県支出金の2項県補助金です。こちらの4目農林水産事業費県補助金につきましては、1節の農業費補助金1,193万2,000円の減額でございます。こちらにつきましては、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の事業取下げによるもの、それから農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金の減による減額でございます。

5目の商工費県補助金でございますが、こちらは大規模イベント支援事業補助金です。オリンピックの独自イベントが、オリンピック延期に伴い開催されなかったことから、572万円の減額でございます。

続きまして40ページ、41ページをお願いします。

20款の繰入金でございます。こちらにつきましては、各基金から繰り入れた予算を各充当事業の精算に基づき基金を精算したものでございます。

またその下、21款繰越金につきましては、前年度繰越金が精算によりまして1億円増額という計上でございます。

本件につきまして説明は以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 説明があった部分も何点かあるかもしれませんが再度お伺いします。

歳出のほうで、57ページの心身障害者施設等運営費補助事業、それからその2つ下の重度心身障害者医療給付助成事業の、この増額になっている部分についてもうちちょっと、再度ご説明をお願いします。

それから、69ページのため池整備事業は、ハザードマップに関しては入札に関して当初予算よりも減額になったという意味だったのでしょうか。

それともう一つ、同じページの下のほうに、憩いの森管理運営費とありますが、この委託料、金額は27万5,000円ということなんですが、当初予定になかったものなのかどうかということ。

さらに、81ページの一宮小学校のプール水泳指導委託料なんですが、減額になっているんですけども、必要な指導の授業時数というのは確保されているのでしょうかということ。

もう一つ、85ページの教育扶助費なんですが、要保護とか準要保護の生徒の就学援助費というのが減額になっておりますが、これは当初の見込みよりもかなり数が変わったというふうに考えるものなのでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常磨君） それでは、私のほうから57ページの障害者関係事業のほうにつきましてご説明いたします。

初めに、自立支援事業の中の19節扶助費、この中の介護給付費が1,415万円増加でございますが、こちらは主に日中施設に通所いたしまして、入浴ですとか食事、排せつ、身体機能の維持のためのサービスを受けるサービス、給付費でございますが、利用頻度の増加が当初見込みを上回ったということでございます。

続きまして、訓練等給付費1,165万7,000円の増額、こちらは障害者の方が就職、施設就職につなげるための就労支援、調理ですとか、農園ですとかそういったところになりますが、こちらも当初見込みを上回る利用頻度があったということになっております。

続きまして、その下の下、地域生活支援事業、12節委託料の地域生活支援事業委託料でございますが、101万3,000円の減額。こちらは、主に手話をご利用される方のサービスが、コロナの影響によりまして使う機会が減少したための減額でございます。

続きまして19節扶助費、中段の移動支援費127万7,000円の減額。こちらにつきましても、

コロナによりまして外出自粛による減額でございます。

その次の、心身障害者（児）施設等運営費補助事業、18節の143万2,000円の増額ですが、こちら町内の5人の方が利用されていますが、そのうちの1人の方が障害程度が重くなったということで、より高度な施設に移ったことで増額となっております。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、私のほうから68、69ページです、ため池整備事業の印刷製本費ということでございますけれども、これは当初からは予定はされておりました。しかし、今回ハザードマップ作成に伴いましてアンケートを取る中で皆様にお配りしたところ、各家庭のほうから、この詳細図あるいは拡大図の希望があったということで、今回計上して、皆様に配布するものでございます。

そして、憩いの森の管理運営費の委託料でございますが、これは憩いの森に隣接する隣の所有者から、憩いの森のほうから木が覆っているということで、そちらの撤去依頼があったことから、今回予算計上して撤去するものでございます。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁以上ですか。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、藤乗議員からの質問の中のプール水泳指導委託料、こちらのほうの減額について、実際にプール指導の時間が取れたのかという内容なんですけれども、通常、各子供たちの水泳時間は10時間という形で与えられております。

ご存じのとおり今回の新型コロナウイルスの関係で、この授業時間数のほうが削減されたということになります。実際に、東浪見のほうについては10時間のうちの8時間ができております。一宮小学校については約1時間しか取れなかったということの、この中の減額という形になります。

それと、85ページの扶助、準要保護の関係と要保護、特別支援のほうの関係でマイナス約120万出ております。こちらのほうの内容につきましてなんですけれども、新型コロナウイルスの関係で、4月、5月、臨時休業がありました。その関係で給食の数が減ったのと、校内学習、校外学習のほうができなかったという形の規模縮小に係る費用になります。それが出なかったという形の減額です。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） ほかに答弁は。

藍野教育長。

○教育長（藍野和郎君） 授業時数の関係ですけれども、全国的に見て体育の授業の中で、普通であれば小学校は水泳授業は10時間なんですけれども、全国的に見てその10時間、1時間もできていないところも多々あります。長生郡市内で水泳授業が展開されたのは本町だけです。ですから、他はほとんどゼロ。ですから、教室で実技の水泳はできませんけれども、それに代わるデスクワークで何かをしていくしかないの、あまり文科省のほうも水泳の授業をやりなさいということは、今回お達しがございませぬので、できる限りその水泳の実技に近いような模擬授業という形になったかと思いますが、そうやって考えてみると東浪見は10分の8、夏休み前に全てクリアできた。ただ、これは1時間しかできなかったのは、当初、学年、大型バス2台で、一宮小の場合100人を移動できる予定だったものが、大型バス2台で1クラスしか、安全を確保するために移動できませんでしたので、そういう形で1時間しか授業をやらせられませんでしたけれども、今後のこともまた考えていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） ありがとうございます。

一つ聞き漏らしたんですけれども、73ページの土木費の中の、一ノ宮駅東口管理運営事業の中ですが、エレベーター保守点検委託料の減額となっているんですけれども、この保守点検に関しては、恐らく定額の契約とかであるんじゃないかなと思ひますが、減額というのは、金額は少ないんですけれども、どういうことなんでしょうか。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） ただいまの東口のエレベーターの保守点検の委託料ですが、まず、定額かというところなんです、エレベーター保守につきましては、実質そのメーカーについているところをお願いすることになっていますので、そこで見積りという形になるんですけれども、今回13万4,000円の減額につきましては入札差金と、あと予定は7月から3月までの予定だったんですけれども、この13万4,000円は、見積りを取り直ししたら下がったというところで、差金になります。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） ほかに質疑ありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第14、議案第8号 令和2年度一宮町一般会計補正予算(第9次)議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで、会議再開後1時間10分を経過しておりますので、15分程度の休憩といたします。

会議再開は14時25分の予定です。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時25分

○議長(鵜沢一男君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢一男君) 日程第15、議案第9号 令和2年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長(鎗田浩司君) 議案第9号 令和2年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5次)議定についてご説明をいたします。

議案つづりの97ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,276万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,769万3,000円とするものでございます。

今回の補正は、年度末の決算見込みによる精算が主なものとなっております。

それでは、歳出よりご説明をいたします。

106ページをお開きください。

1 段目から 3 段目の 1 款総務費でございますが、右側説明欄の 1 段目、一般職人件費でございますが、人事院勧告による給与改定に伴う減額となっております。

その下、運営事務費は、レセプト点検委託料の事業執行による精算が主なもので、合計で 69 万円の減額となります。賦課徴収事務費、協議会運営費は郵送代、委員報酬等の精算となっております。

上から 4 段目の 2 款保険給付費、1 項療養諸費でございますが、一番上の療養給付費は 3,800 万円の減額、その下、療養費は 240 万円の減額、一番下の審査支払手数料は 31 万 9,000 円の減額としております。こちらは実績及び見込額が当初予算を下回るため、それぞれ減額としてございます。

下から 2 段目、2 項 1 目一般分の高額療養費でございますが、こちらも実績及び見込みが当初予算を下回ったため 692 万 9,000 円の減額といたしました。

下段の 3 項 1 目の出産育児一時金でございますが、当初 20 件で予定をしておりましたが、実績及び見込みで 18 件とし、84 万円の減額といたしました。

108ページをお開きください。

2 段目から 4 段目の 3 款でございますが、上から医療分、後期支援分、介護分の国民健康保険事業費納付金の補正となります。こちらは、それぞれ県からの通知を受けて精算をするものでございます。

続いて、中段の 6 款保健事業費でございます。右側説明欄の特定健診・特定保健指導事業 315 万 5,000 円の減額は、新型コロナの影響による集団健診の受診者減に伴う委託料の精算が大きなものとなっております。

その下、保健事業 501 万 2,000 円の減額は、保健指導委託料の減額が大きなものです。こちらも、新型コロナ感染対策のため、A I を使った特定健診の受診勧奨を中止したためでございます。

一番下、7 款基金積立金でございますが、2,282 万 9,000 円を増額し、基金に積み立てるものでございます。

110ページをお開きください。

8 款諸支出金でございますが、前年度分の国保特定健康診査等の国県の負担金精算に伴うもので、超過分の還付が生じたため 46 万 9,000 円を増額いたします。

歳出は以上です。

続きまして、歳入について説明いたします。102ページをお開きください。

1 款国民健康保険税でございますが、実績及び見込みにより、一般分と退職分を合わせ763万9,000円を減額いたします。新型コロナによる保険税の減免措置などの影響が主な理由でございます。

2 款使用料及び手数料でございますが、督促手数料の収納実績に応じて増額をするものでございます。

3 款国庫支出金でございますが、新型コロナの減免制度に対する国の財政支援分といたしまして599万9,000円を増額します。

4 款県支出金でございますが、右ページの1 節普通交付金は医療給付費の実績等による見込みから9,573万1,000円を減額いたします。その下、2 節特別交付金は、県からの交付決定等による見込みから、合計で139万5,000円を減額するものでございます。

5 款財産収入につきましては、基金の利子でございます。

6 款繰入金につきましては、一般会計から国民健康保険事業特別会計繰出金について繰入れをするものでございます。合計で185万円を増額いたします。

7 款繰越金につきましては、前年度の繰越金でございます。

104ページをお願いいたします。

8 款諸収入でございますが、1 段目の延滞金は、現年分と過年度分の延滞金で293万8,000円の増額を見込んでおります。

2 段目の3 項雑入は、合計で442万6,000円の増額となっております。1 目の第三者納付金の増額が主なもので、こちらは交通事故など第三者行為に伴う納付金でございます。

一番下の5 目雑入でございますが、特定健診の受診者の負担金で、事業執行に伴う精算となっております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第15、議案第9号 令和2年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第16、議案第10号 令和2年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第3次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常磨君） それでは、議案第10号 令和2年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第3次）議定についてご説明いたします。

議案つづりの119ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ479万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,824万9,000円とするものでございます。

今回の補正は、決算見込みによる精算でございます。

初めに、歳出の主な内容をご説明いたします。

128ページ、129ページをご覧ください。

中段やや下になりますが、1款4項計画策定委員会費135万3,000円の減額は、第8期介護保険事業計画の策定業務について、入札による残金を精算いたします。

その下になります。2款1項介護サービス等諸費は、次の130ページの上段になりますが、合計で3,349万1,000円の減額であります。それぞれ決算見込みによる精算になりますが、傾向といたしまして、コロナ禍による外出自粛などの影響から、施設でのサービスを利用する方が減少した一方、在宅でサービスを利用する方が増加傾向となっております。

続きまして、中段のやや下、3款1項介護予防・生活支援サービス事業費、合計で220万3,000円の減額は、コロナ禍の影響により、主に通所型サービス事業、こちらの一部を中止したことによる精算でございます。なお、現在は感染対策に配慮し、中止していた事業を再開してございます。

続きまして、132ページをご覧ください。

上段の3項包括的支援事業・任意事業費は、合計で219万6,000円の減額です。包括支援センターの人件費をはじめ、任意事業費や生活支援体制整備事業費など、いずれも決算見込みによる精算でございます。

1つ飛ばしまして、4款基金積立金2,416万3,000円の増額は、今後の増加が見込まれる給付費等に対応するため、余剰金を基金に積立てするものでございます。

その下から次のページになりますが、5款諸支出金につきましては、令和元年度実績の確定に伴い、超過交付分の返還金をそれぞれ計上するものでございます。

続きまして、歳入に移ります。

議案つづりの124ページにお戻りください。

1款保険料の573万6,000円の減額は、主に消費増税に伴う低所得者への保険料軽減措置による減額となります。なお、軽減措置による減収分につきましては、国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担により、それぞれ補填いたします。

続きまして、3款国庫支出金から、下から2番目の7款繰入金まで、これらはいずれも歳出の決算見込み等に合わせまして、定率により財源を補正するものでございます。

続きまして、一番下段になりますが、8款繰越金2,858万1,000円の増額は、前年度繰越金を全額予算化するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第16、議案第10号 令和2年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第3次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしま

した。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 日程第17、議案第11号 令和2年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第11号 令和2年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定についてご説明をいたします。

議案つづりの143ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ383万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,745万9,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、年度末の決算見込みによる精算が主なものとなっております。

それでは、歳出よりご説明をいたします。150ページをお願いいたします。

1款の総務費につきましては、人事院勧告の給与改定等に伴う減額でございます。

2款1項1目の広域連合納付金244万8,000円の減額及び同項2目基盤安定拠出金136万6,000円の減額については、広域連合から示された額により精算をするものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。148ページをお願いいたします。

1款保険料でございますが、特別分と普通分を合わせまして340万円の減額となっております。広域連合から示されました見込額によるものでございます。

3款繰入金でございますが、合計で114万円の減額となっております。2目保険基盤安定繰入金の減額が主なもので、こちらは保険基盤安定制度負担金について、県の交付決定を受け精算をするものでございます。

5款諸収入でございますが、合計で70万9,000円の増額となっております。業務委託料分の補正が主なもので、こちらは賦課徴収業務に関する郵送代等の実績に応じ、広域連合から町に対し支払いがあるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第17、議案第11号 令和2年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第18、議案第12号 令和2年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） 議案第12号 令和2年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2次）議定についてご説明いたします。

議案つづりの155ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ173万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,321万9,000円とするものです。

それでは、初めに歳出からご説明いたします。

議案つづりの164、165ページをご覧ください。

一般管理費でございますが、こちらは人件費の手当のほか、公営企業会計移行に伴います会計システム委託事業の入札先の減額並びに精算により、一般事務費を減額補正するものです。

続きまして、歳入でございますが、162、163ページをご覧ください。

1款分担金及び負担金でございますが、東浪見地区1件の新規加入に伴う増額分を補正するものです。

2款使用料及び手数料につきましては、3地区の滞納繰越分の使用料を増額補正するもの

です。

3 款財産収入につきましては、財政調整基金の利子分を増額補正するものです。

4 款繰入金につきましては、繰越金のほか、分担金及び負担金などの増によりまして減額補正をします。

5 款繰越金につきましては、前年度の繰越金の確定による補正でございます。

7 款町債につきましては、公営企業会計移行に伴います事業費の起債借入れについて減額補正するものです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第18、議案第12号 令和2年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第13号～議案第17号の上程、説明、委員会付託

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第19、議案第13号 令和3年度一宮町一般会計予算議定について、日程第20、議案第14号 令和3年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について、日程第21、議案第15号 令和3年度一宮町介護保険特別会計予算議定について、日程第22、議案第16号 令和3年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について、日程第23、議案第17号 令和3年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてを一括議題といたします。

議案第13号から17号について、順次、提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） では初めに、議案第13号 令和3年度一宮町一般会計予算議定についてご説明いたします。

お手元に予算書をご用意いただけますでしょうか。一宮町予算書でございます。よろしいでしょうか。

では最初に、1ページをお開きください。

令和3年度一宮町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、令和3年度の一宮町一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ46億7,900万円と定めるものでございます。この予算総額につきましては、前年度当初予算に比べまして2億2,700万円の減少でございます。主な理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして1年延期となった東京五輪事業費や、それから一宮町中央ポンプ場整備事業、一宮海岸トイレ整備事業など、新たに取り組む事業もございますが、今年度実施しました上総一ノ宮駅東口整備事業の終了が主な要因でございます。

第2条以下につきましては、地方債の設定や一時借入金の限度額、歳出予算の流用の特例について、それぞれ定めるものでございます。

それでは、歳入歳出の概要を申し上げます。

予算書の9ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。増減の大きなものについてご説明いたします。

1款の町税でございますが、こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして減収が見込まれるため、前年度に比べ9,015万6,000円減少いたしまして、13億2,801万7,000円を計上しております。

続きまして、16款の国庫支出金でございます。令和2年度に比べまして2,837万9,000円増加の5億4,986万1,000円を計上いたしました。こちらにつきましては、一宮町中央ポンプ場整備に係る社会資本整備総合交付金の増加などが主な要因でございます。

続きまして、17款県支出金でございます。令和2年度に比べまして2億4,150万5,000円減少しております。3億4,793万9,000円の計上でございます。こちらは上総一ノ宮駅東口整備事業が終了したことによる県補助金の皆減が主な要因でございます。

19款の寄附金につきましては、前年度に比べ7,500万円増加の1億4,001万5,000円を計上いたしました。主にふるさと納税でございます。今年度から受付ポータルサイトを2業者に増やすなど、事業強化を図り増収が見込まれるため、増額計上してございます。

次に、20款の繰入金でございます。こちらは一宮町中央ポンプ場など複数の事業に対し、特定目的基金からの繰入れを計上しております。ただ、しかしながら、財源不足を補填する、財政調整基金からの繰入れが減少したことによりまして、前年度に比べ2,145万円減少の2億7,558万4,000円を計上したものでございます。

続きまして、歳入の最後でございます。23款の町債でございます。こちらは引き続き防災行政無線デジタル化事業や、一宮町中央ポンプ場整備事業などについて借入れを行うものでございます。しかし、上総一ノ宮駅東口整備事業の終了に伴う借入事業費の皆減により、前年に比べ3,410万円減少してございます。3億7,980万円の計上でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。こちら増減の大きなものをご説明いたします。

2款の総務費でございます。前年度に比べ3億4,230万2,000円減少してございます。9億6,320万4,000円の計上でございます。こちらは感染症対策費を追加した町独自イベント管理運営事業や、釣ヶ崎海岸施設整備本設工事費等の東京五輪事業費を再計上するほか、公共施設等総合管理計画の策定など、新たな取組による増額もございましたが、上総一ノ宮駅東口整備事業が終了したことが主な要因で減少いたしました。

続きまして、3款の民生費でございます。前年度に比べ3,259万7,000円減少の11億6,675万6,000円を計上してございます。こちらは児童手当支給対象児童数の減少や、東浪見こども園運営費補助金の終了が主な要因で減少してございます。

続きまして、6款の商工費でございます。前年度に比べ2,999万3,000円増加の1億2,758万9,000円を計上いたしました。こちらは観光目的の誘客促進として、一宮海岸に常設トイレ2か所を設置するため増額したものでございます。

続きまして、7款の土木費でございます。前年度に比べ1億1,692万円増加の4億3,007万8,000円を計上いたしました。こちらは、一宮町中央ポンプ場の継続改修事業費に加え、今後の改修に必要となる各種計画等の策定に取り組むため増額となったものでございます。

最後に、11款の公債費でございます。前年度に比べ221万2,000円増額の3億1,335万8,000円を計上しております。学校施設の通信ネットワーク整備事業、いわゆるG I G Aスクールでございますが、そちらの事業や、上総一ノ宮駅東口整備事業の元金償還開始により増額となったものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第13号について説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（鵜沢一男君） 鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第14号 令和3年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定につきましてご説明を申し上げます。

予算書の155ページをお願いいたします。

令和3年度一宮町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億6,739万3,000円と定めるものでございます。前年度比0.31%の減となっております。

本予算でございますが、世帯数2,069世帯、被保険者数3,359人、前年度比102人の減で見込み、実績に基づいた数値や県からの通知、決算見込み等により計上いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される中、令和3年度におきましても、安定的な国保運営を図るため、特定健康診査事業や人間ドック助成事業などの実施により、医療費の適正化に取り組むとともに、国や県の動向を注視しながら、適正な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） 続きまして、議案第15号 令和3年度一宮町介護保険特別会計予算議定についてご説明いたします。

予算書の193ページをご覧ください。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ10億9,813万9,000円と定めるものでございます。こちらが前年度と比べ0.3%、277万5,000円の減額でございます。また、3月1日現在における第1号被保険者である65歳以上の高齢者数は3,971人で、前年の同時期と比べ12人の増加となっており、高齢化率も32.52%と年々増加してございます。

令和3年度は、新たに策定いたしました第8期介護保険事業計画の初年度となります。当該計画の基本理念、高齢者が生き生きと暮らせる町一宮、こちらの実現を目指しまして、健康づくりはもとより、地域包括ケアシステムのさらなる充実、介護予防施策や認知症施策のさらなる推進など、より効果的な高齢者福祉施策に努めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第16号 令和3年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定につきましてご説明を申し上げます。

予算書の235ページをお願いいたします。

令和3年度一宮町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億7,616万1,000円と定めるものでございます。前年度比2.96%の増となっております。後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者と65歳以上の一定の障害がある方が対象で、千葉県内の全ての市町村が加入する千葉県後期高齢者医療広域連合が主体となって運営をされています。

また、保険料につきましては、法令に基づき2年に1度見直しが行われており、令和2年度に改正をしたところでございます。

今回の予算につきましては、被保険者数を2,076人、前年度比43人増で見込み、広域連合からの通知や実績に基づいた数値等により所要額を計上しております。

新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される中、令和3年度におきましても、国や県の動向を注視しながら、広域連合と連携し適切な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） 続きまして、議案第17号 令和3年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてご説明いたします。

予算書の263ページをご覧ください。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億1,077万2,000円と定めるものでございます。この予算規模でございますが、前年度に比べまして1,681万7,000円の増となっております。例年同様に、原、東浪見、北部3地区の維持管理費のほか、昨年からの3か年事業として実施しております公営企業会計移行の業務委託費、そのほか原地区の汚水処理施設改修に向けての全体実施設計委託費などを計上したものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第13号から議案第17号までを、お手元に配付した議案付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付の議案付託表のとおり

り、議案第13号から議案第17号までを各常任委員会に付託することに決しました。

念のため職員に議案付託表を朗読させます。

諸岡議会事務局長。

(事務局長、議案付託表朗読)

○議長（鵜沢一男君） ご苦労さまでした。

◎休会の件

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第24、休会の件を議題といたします。

会議規則第9条第1項により、3月6日、7日、13日、14日は町の休日のため休会です。

お諮りいたします。同条第2項の規定により、3月8日から12日までの5日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、3月8日から12日までの5日間を休会とすることに決定をいたしました。

なお、休会中に各常任委員会を開催されるようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（鵜沢一男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

なお、3月15日の会議は午後2時からといたしますので、よろしく願いをいたします。

本日はご苦労さまでございました。

散会 午後 3時09分

第 1 回 定 例 町 議 会 （ 第 2 号 ）

3 月 15 日 （ 月 ）

令和3年第1回一宮町議会定例会会議録 (第2号)

令和3年3月15日招集の第1回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は13名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	川城茂樹	2番	内山邦俊
3番	小関義明	4番	大橋照雄
5番	鵜沢清永	6番	小安博之
7番	袴田忍	8番	鵜野澤一夫
9番	吉野繁徳	10番	志田延子
11番	森佐衛	12番	藤乗一由
13番	鵜沢一男		

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬淵昌也	副町長	川島敏文
会計課長	小柳薫	教育長	藍野和郎
総務課長	秦和範	秘書広報課長	鶴岡治美
企画課長	渡邊高明	税務課長	御園生加代子
住民課長	鎗田浩司	福祉健康課長	森常磨
都市環境課長	土屋勉	産業観光課長	田中一郎
オリンピック推進課長	高田亮	子育て支援課長	中山栄子
教育課長	峰島勝彦		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長 諸岡昇 書記 関谷智香子

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	議案第13号	令和3年度一宮町一般会計予算議定について
日程第二	議案第14号	令和3年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について
日程第三	議案第15号	令和3年度一宮町介護保険特別会計予算議定について

- 日程第四 議案第16号 令和3年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第五 議案第17号 令和3年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 日程第六 議案第18号 令和2年度一宮町一般会計補正予算（第10次）議定について
- 日程第七 議案第19号 財産の無償譲渡について
- 日程第八 発議案第1号 一宮町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

開議 午後 2時01分

◎開議の宣告

○議長（鵜沢一男君） 皆さん、本日はご苦労さまでございます。

本定例会も本日で最終日となります。休会中には、各常任委員会で新年度予算についてご審議をいただき、大変ご苦労さまでございました。本日もよろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は13名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（鵜沢一男君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了解を願います。

◎議案第13号～議案第17号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第13号 令和3年度一宮町一般会計予算議定について、日程第2、議案第14号 令和3年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について、日程第3、議案第15号 令和3年度一宮町介護保険特別会計予算議定について、日程第4、議案第16号 令和3年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について、日程第5、議案第17号 令和3年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてを一括議題といたします。

本案は各常任委員会へ付託してございます。これより各常任委員会の報告を求めます。

最初に、総務経済常任委員会の報告を求めます。

総務経済常任委員会委員長、鵜野澤一夫君。

○総務経済常任委員長（鵜野澤一夫君） 総務経済常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会に付託された案件は、議案第13号 令和3年度一宮町一般会計予算のうち、歳入全般及び歳出のうち1款議会費、2款総務費の一部、4款衛生費の一部、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、8款消防費、10款災害復旧費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費、議案第17号 令和3年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算です。

審査は、3月8日に関係課長及び担当職員の出席を求め、慎重に審査を実施しましたので、その経過と結果についてご報告します。

出席委員は、委員長 鶴野澤一夫、副委員長 志田延子、委員 森 佐衛、委員 吉野繁徳、委員 鶴沢一男、委員 内山邦俊、委員 川城茂樹の7名です。なお、本委員会の書記は、会計課係長、宇野 幸です。

まず、議案審議に先立ち、現場踏査を実施しました。

初めに、一宮町中央ポンプ場で大規模改修工事の内容及び雨水公共下水道事業に関する説明を受けました。

続いて、長生第二排水機場では、電動ポンプの不具合など工事箇所を確認しました。

最後に、一宮海岸では、新設予定のトイレ設置工事箇所を視察しました。

続いて、10時10分から、付託された議案審議に入りました。

初めに、議案第13号一般会計予算について申し上げます。

令和3年度予算案の一般会計総額は46億7,900万円で、前年度に対し2億2,700万円の減額となっているとの説明を受けました。

続きまして、歳入についての審査結果を申し上げます。

歳入の根幹である町税収入については、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、個人町民税、法人町民税、固定資産税、たばこ税、入湯税が減額となっています。町税全体では13億2,801万7,000円で、9,015万6,000円の減額です。

地方交付税については、昨年度と同額の10億5,000万円です。

続きまして、地方消費税交付金です。都道府県に納付された地方消費税の2分の1相当額が各市町村に案分し交付されるものですが、一昨年の消費税率引き上げの影響により、前年度から1,300万円増加となります。

次に、地方税減収補填特別交付金ですが、令和3年度から新規に計上される科目です。新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境にある中小事業者等に対して適用される、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置に伴う地方公共団体の減収を補填するため国から交付されるものです。

県支出金については、上総一ノ宮駅東口整備事業が終了したことにより、前年度から2億360万9,000円の減少です。

続きまして、寄附金については、主にふるさと納税で、前年比7,500万円の増額です。

次に、繰入金ですが、中央ポンプ場整備事業や小中学校の雨漏り改修工事等、増額する基金もありますが、上総一ノ宮駅東口整備事業の終了により、財政調整基金からの繰入れが1億800万円の減少となり、繰入金全体で前年比2,145万円の減額となります。

続きまして、諸収入については、長生第二排水機場の補修工事に伴い、国・県・千葉県土地改良事業団体からの交付金の新規計上により、3,948万3,000円の増額となっています。

次に、町債については、上総一ノ宮駅東口整備事業の終了に伴い、前年比3,410万円の減額となります。

続きまして歳出ですが、総務費の主なものとして、宿日直委託料646万2,000円、GISデータ作成委託料89万1,000円、公共施設等総合管理計画更新支援委託料165万円、自治体情報システム強靱性向上モデル更改工事1,846万9,000円、防災行政無線デジタル化工事4,283万4,000円、オリンピックサーフィン競技開催時のイベント管理運営委託料2,765万5,000円、釣ヶ崎海岸施設設備工事896万円、オリンピックサーフィン競技開催地の記念モニュメントの製作設置工事300万円などがあります。

次に、衛生費ですが、クリーン一宮推進事業費は、環境衛生、環境保全等の事業で、前年比194万1,000円の増額で1億4,803万4,000円となります。増額の主な要因は、長生郡市町村圏組合負担金の増によるものです。

続きまして、農林水産業費です。

主に農業振興費は、有害鳥獣対策が捕獲頭数の増により39万5,000円増額の157万3,000円で、農業振興地域整備計画の見直し終了などにより、全体で2,254万9,000円の減額です。

畜産費は、かずさ有機センター負担金の減により、前年度比396万9,000円の減額で20万6,000円です。

農地費は、主にどんどん川護岸改修工事、長生第二排水機場の補修工事があり、1,866万7,000円の増額です。

次に商工費では、主なものとして、一宮海岸のトイレ設置工事設計監理委託料379万5,000円、トイレ設置工事4,603万5,000円、観光ガイドブック作成委託料346万5,000円などがあり、前年比2,999万3,000円の増額です。

続きまして、土木費です。

主なものとして、道路橋梁費では、排水機場維持管理点検384万4,000円、上総一ノ宮駅東口の自動改札機借上料371万4,000円、1-7号線の用地買収費1,600万円などがあり、不動産鑑定がなくなったことにより、前年比264万9,000円の減となっています。

都市計画費では、国土強靱化法に基づく大規模盛土造成地第二次スクリーニング計画作成業務委託料204万6,000円、中央ポンプ場の保守点検業務費、大改修工事費、各種調査費、計画策定費2億8,980万7,000円などがあり、工事費の増により、前年比1億2,875万4,000円の

増額となっています。

続きまして消防費については、主なものとして、自主防災組織設置補助金200万円、防災士育成事業補助金61万9,000円などです。

歳出の最後に公債費については、前年度から212万2,000円増額の3億1,335万8,000円です。学校施設の通信ネットワーク整備事業や、上総一ノ宮駅東口整備事業の元金の償還開始により増額となっています。

次に、昨年要望した5つの案件について回答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

ふるさと納税などを通じ、町と町内事業者が潤うように、職員全体でアイデアを出し合い、意欲的に取り組めるような環境づくりを求めるとの要望に対しては、ふるさと納税については、寄附ポータルサイト、楽天ふるさと納税の増設、新規事業者の登録、返礼品の追加をした結果、一宮町ふるさと応援寄附金の制度開始以来、最高寄附額を達成しました。引き続き、町と事業者が潤い、自主財源確保につながるよう取り組みますとの答弁がありました。

オリンピック開催を控え、釣ヶ崎海岸関連施設や上総一ノ宮駅周辺整備など、多額の支出が見込まれる。工事を伴う事業の場合は、無駄な出費をなくし、イベントなども町や事業者の活性化につながるような計画的な事業推進を求めるとの要望に対しては、上総一ノ宮駅は、利用者の利便性向上を図るため、県の補助金を活用し、東口駅前広場の一般車両等の乗降標識や観光案内板、歩行者の横断防止柵の設置を行いました。工事は手戻りにならないよう配慮して施工しております。

また、延期となっている釣ヶ崎海岸施設関連工事や、オリンピック関連イベントも適時適正に行い、町全体に波及効果をもたらせるような工夫なども検討の上、進めてまいりますとの答弁でした。

県道30号線（一宮町東浪見新浜地先）における道路排水不良について、引き続き道路管理者である長生土木事務所に対し改善要望を行っていくとの要望に対しては、要望の結果、今年度はオリンピック会場周辺と一水亭付近の側溝清掃を行いました。管内市町村からの要望が多く、優先度の高い順に対応するため、令和3年度は、ホテルシーサイドオーツカ周辺の側溝清掃を実施予定とのことでした。今後も要望を続けますとの答弁でした。

観光循環バスについて、期間、コース及び乗車定員などについて見直しを要望するとの要望に対しては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今年度はバスの運行を休止しております。新型コロナウイルス感染症が収束し、バスの運行を行う際には、期間、コー

ス、乗車定員などについて改めて検討しますとの答弁でした。

原地区農業集落排水処理施設について、更新の際には莫大な予算と相当な期間が想定される。計画的な検討を進めることを要望するとの要望に対しては、供用開始から30年が経過し、老朽化に伴う大規模改修を令和5年度に予定しています。今後も工事に向けて必要な準備を進めてまいりますとの答弁がありました。

次に、審査の過程で出された主な質疑応答について申し上げます。

再任用職員の給料はどのようになっているのか、他市町村も同じなのかとの質疑に対して、町の給与条例に基づき決定している。職員の給料表の中に再任用の欄があり、これを基礎に計算する。週4日勤務の職員が多く、月額20万円程度である。国の給料表が基になっているので、他市町村も同じとの答弁がありました。

いっちゃんの人形の販売状況はどうなっているのかとの質疑に対して、昨年度から販売を始め、1体1,000円で、秘書広報課で販売しています。新型コロナウイルス感染症の影響で、各種イベントで販売する予定が中止になり、現在の在庫は214体であるとの答弁がありました。

オリンピック後に釣ヶ崎海岸施設を供用開始と聞いている。釣ヶ崎海岸広場の自然公園維持管理は、県から町が委託され管理すると思われるが、歳入、歳出に計上されていないのはどういうことかとの質疑に対しては、令和3年度オリンピック終了時に町が水道電気工事を行い、県が自然公園整備事業を行った後に、令和4年4月に施設供用開始予定なので、維持管理費等の予算は令和4年度に計上する予定との答弁でした。

オリンピック開催時、町独自イベント事業について、近隣市町村は予算を計上しているのかとの質疑に対し、他市町村が出店する場合、イベント出店費は頂かないが、イベント出店のための費用は各市町村で予算計上していると思われる。運営費は一宮町だけの計上との答弁でした。

オリンピック競技会場記念モニュメントの規模や設置場所についての質疑に対しては、高さ1.5メートル、幅2.5メートル、厚さ40センチ程度の石碑をイメージしている。釣ヶ崎海岸の自然公園内にあるトイレ、シャワーを備えた施設の北側、海に平行して設置予定との答弁でした。

徴収指導員による徴収の効果は見られるのかとの質疑に対しては、職員に滞納徴収事務を指導し、専門知識が必要な困難事例を共に取り組んでいる。職員の知識向上と併せ、町税及び滞納金が増収となり効果を上げているとの答弁がありました。

南川尻川の津波対策の予算計上がないが、令和2年度末に県事業が終わった後、町がやるはずだったが、その対応はとの質疑に対して、平成23年頃に50センチほどかさ上げた。川から津波が来る可能性は認識しているので、対策として、閉塞している河口付近に水門なり、津波を食い止める新たな防護策を検討しているとの答弁でした。

海水浴場を開設した際、監視はどのような体制かとの質疑に対して、常時7名の監視員を配置し、来客の多いお盆など繁忙期は4名増員し11名で対応しているとの答弁がありました。

上総国一宮まつりの予算が計上されているが、現状から開催は難しいのではないかと質疑に対しては、通常、狭い道路に1,000人くらいが密集することになるので、もし開催する場合は、参加人数の制限や間隔を空けるなど、徹底した感染症対策を講じていく。開催の可否は今後の状況次第との答弁でした。

このほか、一般会計に関する全ての質疑に対し明快な答弁があり、審査の結果、委員全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第17号 一宮町農業集落排水事業特別会計予算について。

予算の歳入歳出は、それぞれ1億1,077万2,000円で、前年比1,681万7,000円の増額となっています。

歳入については、利用者の減に伴い、使用料が90万5,000円の減となっています。歳出の主なものとして、令和5年度から改修工事を実施予定の原地区の実施設計委託料2,244万円が計上されています。

次に、審査の過程で出された主な質疑応答について申し上げます。

北部地区の加入率の改善は図られたのかとの質疑に対しては、新規加入が少ないエリアということもあり、昨年の実績は約50%となっている。近年は、東浪見地区も50%を下回っていることもあり、今後も加入促進に努めたいとの答弁がありました。

このほか、特別会計に関する全ての質疑に対して明快な答弁があり、審査の結果、委員全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、1点、要望事項を申し上げます。

これまでも何回か要望事項として取り上げられているが、町の消防体制の充実のため、重要な消防体制の拠点である南消防署の早期移転を確実に取り組むよう要望する。

以上が本委員会に付託された議案の審査過程及び結果です。

これをもって総務経済常任委員会の報告を終わりとします。

令和3年3月15日。

総務経済常任委員会委員長、鶴野澤一夫。

一宮町議会議長、鶴沢一男様。

○議長（鶴沢一男君） ご苦労さまでした。

次に、厚生文教常任委員会の報告を求めます。

厚生文教常任委員会委員長、小安博之君。

○厚生文教常任委員長（小安博之君） 厚生文教常任委員会の報告をいたします。

本委員会は、5日の議会において審査を付託されました議案第13号 令和3年度一宮町一般会計予算のうち、歳出2款総務費の一部、3款民生費、4款衛生費の一部、9款教育費及び議案第14号から議案第16号の各特別会計について、8日午前9時00分に委員会を開催し、現場踏査及び会議の日程を協議いたしました。

その後、中央公民館、一宮中学校、一宮町社会福祉協議会の現場踏査を行い、午前10時45分から保健センター保健指導室において関係職員の出席を求め、慎重に審議をいたしましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

審査に出席した委員は、委員長 小安博之、副委員長 小関義明、委員 藤乗一由、袴田 忍、大橋照雄の5名です。書記は、住民課主事、佐藤裕輔です。

初めに、一般会計予算のうち、歳出2款総務費、戸籍住民基本台帳費について申し上げます。予算額5,709万7,000円で、昨年より757万4,000円の減となっております。主なものは、職員の人件費、住民基本台帳事務費、印鑑登録事務費、戸籍事務費です。

次に、3款民生費について申し上げます。

社会福祉総務費は4,305万3,000円の予算額で、昨年より32万9,000円の減となっております。主なものは、社会福祉協議会への補助金や福祉タクシーの利用助成金です。

障害福祉費は2億6,635万円の予算額で、昨年より181万2,000円の減となっております。主なものは、自立支援事業、重度心身障害者（児）医療給付助成事業、障害児支援事業等の各扶助費です。

老人福祉費は2,015万4,000円の予算額で、昨年より29万2,000円の増となっております。

国民年金事務費については732万9,000円の予算額で、昨年より211万9,000円の増となっております。増額の主なものは人件費です。

後期高齢者医療費につきましては1億6,027万4,000円で、昨年より1,363万7,000円の増となっております。増額の理由は、被保険者数の増加による健康診査に係る費用や医療費によって決定される千葉県後期高齢者医療広域連合への負担金の増加によるものです。

児童福祉総務費は4億6,870万7,000円の予算額で、昨年より3,803万2,000円の減となっております。減額の主な理由は、東浪見こども園並びに一宮どろんこ保育園の見込利用者数の減少により、運営等に係る補助金や交付金が減額となったものです。

青少年問題対策費は6万3,000円の予算額で、各児童公園等の維持管理に係る費用です。

児童措置費は1億8,341万円の予算額で、昨年より788万7,000円の減となっております。これは児童手当の対象児童数の減少によるものです。

児童福祉施設費は1,741万5,000円の予算額で、昨年より34万8,000円の増となっております。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

成年後見制度利用手数料と成年後見制度利用助成の内容はどのようなものかとの質疑に対し、成年後見制度利用手数料は、障害者の権利擁護を図るため、新たに成年後見制度の申立てを行う際に必要となる医師の鑑定手数料等であり、成年後見制度利用助成は選任された成年後見人へ支払う報酬等を助成するものとの答弁がありました。

後期高齢者の被保険者数の増減の傾向についてどのようになっているのかとの質疑に対し、毎年40名程度増加している。令和3年度については、前年度から43名増の2,076人を見込んでいるが、今後については団塊の世代が後期高齢者に移行するため、被保険者数はさらに増加していくと予想されるとの答弁がありました。

保育所の業務用冷蔵庫の購入予算が計上されているが、旧一宮保育所で使用していたものを活用できないのかとの質疑に対し、旧一宮保育所で使用していた冷蔵庫は、大きさの問題で活用することができなかったとの答弁がありました。

次に、4款衛生費について申し上げます。

保健衛生総務費は1億7,384万7,000円の予算額で、昨年より700万6,000円の増となっております。主なものは、職員の人件費と広域市町村圏組合に対する負担金です。

予防費は7,704万7,000円の予算額で、昨年より465万5,000円の減となっております。予防接種事業では3,282万5,000円の予算額で、306万1,000円の減となっております。

母子保健事業では1,495万4,000円の予算額で、昨年より28万円の減となっております。新規事業として産婦人科に産後ケア事業を委託するほか、生後50日までの乳児を対象とした新生児聴覚スクリーニング検査に対する助成を行います。健康増進事業では2,918万9,000円の予算額で、昨年より139万3,000円の減となっております。新規事業、健康ポイント事業を実施いたします。

医療対策費は、子ども医療費助成事業と高校生等医療費助成事業及び未熟児養育医療給付事業です。4,208万2,000円の予算額で、実績に基づき計上したため、108万8,000円の減となっております。

保健センター費は878万3,000円の予算額で、6万3,000円の減となっております。内容は、保健センターの維持管理費が中心となっております。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を申し上げます。

風疹第5期の抗体検査受検者数と予防接種者数がなぜ少ないのか。また、このような状況で受診勧奨通知のみではさらに受検率が下がるのではないかとこの質疑に対し、風疹第5期対象者の抗体保有率は約80%とされており、過去に罹患した者が相当数いるため、受検者数や接種者数が伸びないとする。

また、医師会との調整を踏まえ、受診勧奨のみとしているとの答弁がありました。

予防接種事業について、令和2年度の実績状況と令和3年度の予算の根拠は何かとの質疑に対し、令和2年度の実績は、年度途中のため正確な接種率は不確定であるが、コロナ禍の中でも今のところ接種控えの傾向は見られない。

また、令和3年度の予算について、小児の定期接種は、出生数の減少に伴い減額としている。一方、成人の予防接種は、令和2年度の接種状況が増加傾向にあるため、令和3年度についても接種率の増加を見込み、増額の予算計上としたとの答弁がありました。

次に、9款教育費について申し上げます。

教育総務費は8,240万5,000円の予算額で、昨年より223万円の減となっております。主なものは、海外ホームステイ研修補助金や、小中学校に配置されている外国語指導助手（ALT）2名分の雇上げ費用となります。

小学校費は1億1,436万4,000円の予算額で、昨年より810万7,000円の減となっております。主なものは、一宮小学校並びに東浪見小学校の学校管理運営事業や給食事業、教育振興事業等です。

中学校費は6,260万8,000円の予算額で、昨年より453万3,000円の増となっております。主なものは、学校管理運営事業や給食事業、教育振興事業等で、新たに給食室の雨漏り改修工事についての予算が計上されております。

社会教育費は5,263万4,000円の予算額で、昨年より918万円の増となっております。主なものは、職員の人件費や社会教育事務運営費、文化財保護事業、公民館管理運営費、図書室管理運営費、創作の里管理運営費等で、新たにいちのみや号購入費として965万2,000円が計

上されております。

また、公民館のトイレ改修工事に関する予算が計上されており、1階女子トイレの洋式化及び1階男子トイレのアコーディオンカーテンの交換工事になります。

保健体育費は2,477万4,000円の予算額で、昨年より165万2,000円の減となっております。主なものは、職員の人件費と体育団体等への補助金、臨海運動公園管理運営費、振武館管理運営費、GSSセンター管理運営費等です。

次に、本委員会から昨年要望いたしました件について回答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

小学校の水泳教育について、将来的な計画を求める。当町の水泳教育は大きな岐路に立っている。施設の老朽化、水泳教育の質の向上を理由に民間委託が示されたが、当町にプール施設がなくなることで教育に影響を与えないか、夏季休業中のプール利用実績を含め再検討を求める。

また、委託先までの移動方法を民間業者に依頼する計画であるが、いちのみや号の利用を検討されたいとの要望に対し、水泳教育については令和2年度から外部委託を開始した。今年度は新型コロナウイルス感染症対策により規模縮小を余儀なくされたが、必修時数である10単元の実施は十分に可能であるため、学校プール施設での実施でなくても教育的影響はない。また、いちのみや号の利用については、主に社会教育事業や各種団体の育成、福祉増進事業に供するとされており、年間を通じた取組である水泳学習のためにいちのみや号を活用することで、各種団体の利用機会の減退を招く可能性があり、いちのみや号の利用は難しいと判断したとの答弁がありました。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その主な内容を申し上げます。

GSSセンターの管理運営について、近年、施設の補修を繰り返しているが、現在の保守委託の範囲ではチェックし切れていないのではとの質疑に対し、令和2年度に電気設備改修工事を実施しているが、こちらは定期的な電気保守点検にて数値の異常が発覚し、改修に至っている。GSSセンターに限らず多くの施設が老朽化しており、外壁、電気、給排水等のメンテナンスを要する状況である。定期的な施設点検により問題点を早期発見し、順次改修を実施していくとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、一般会計予算は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 令和3年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

す。

総務費は3,562万円の予算額で、505万1,000円の増となっております。増額の主な内容は、担当職員数の増加による人件費の増によるものです。

保険給付費は9億9,277万2,000円の予算額で、2,641万2,000円の減となっております。減額の主な内容は、被保険者数の減少や、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えに伴う医療給付費の減を見込んだものです。

県へ納める国民健康保険事業納付金は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金の3つに分かれており、予算額は合わせて4億146万6,000円です。

特定健康診査等事業費は1,557万8,000円で、14万7,000円の増となります。増額の主な理由は、健診における対象者抽出、問診票作成、発送の業者委託を新規に計上したことによるものです。

保健事業費は1,016万8,000円の予算額で、78万4,000円の減となります。減額の主な内容は、人間ドック、脳ドック受診者数の減を見込んだためです。

以上を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 令和3年度一宮町介護保険特別会計予算について申し上げます。

一般介護予防事業費ですが、保健センターや東浪見コミュニティセンターで実施するけんこう運動教室をはじめ、認知症予防教室の実施、地区社協による地域介護予防活動支援事業等、前年度並みの401万円を計上しております。

包括的支援事業・任意事業費ですが、地域包括支援センター職員人件費及び高齢者の地域における自立した日常生活支援及び虐待防止を含む権利擁護事業等を行うもので、予算額は前年度比4.3%減の2,775万円を計上しております。減額の理由としては、制度改正に伴う紙おむつ費等購入費助成事業の一般会計への予算組替えや成年後見制度利用支援事業、高齢者安心安全見守り事業の見込対象者数の減少によるものです。

また、家族介護支援事業の新規事業として、位置情報検索システムの利用費助成事業1万7,000円を計上しております。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

今年度のけんこう運動教室の参加者の状況はどのようになっているのかとの質疑に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前は、1回の教室に40人程度の参加があったが、現在は感染症防止対策として、1回の参加人数を20人に制限し、1日2回開催としている。また、

感染症を心配して参加を見合わせている高齢者もいるため、広報紙等により自宅でできる介護予防体操等を周知しているとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 令和3年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

総務費につきましては、人件費と運営事務費及び保険料賦課徴収事務費を合わせ、前年並みの935万3,000円です。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、徴収した保険料と保険基盤安定拠出金を合わせ1億6,559万7,000円で、493万4,000円の増となっております。

歳入の後期高齢者医療保険料ですが、令和3年度は1億2,929万7,000円で、343万7,000円の増となります。増額の理由は、被保険者数の増加によるものです。

次に、審査過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

例年、被保険者数が40名程度増加しているとのことであるが、予算として毎年500万円程度の増加が見込まれるのかとの質疑に対し、高齢化に伴い、被保険者数は増加傾向にある。金額として500万円程度の増加になるとは限らないが、今後も増加していくものと考えているとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、要望事項を申し上げます。

各教育施設について、将来的な整備計画の早期策定を求める。

町が保有する各教育施設は、いずれも建設から数十年が経過し、老朽化が顕著になっている。施設の中には、災害時の避難所に指定されているものもあることから、早急な整備計画の策定が必要であるとする。

また、現状の施設の長寿命化に資するため、定期点検等を確実に実施し、利用者の安全性、利便性の向上を図ることを要望事項とする。

以上が本委員会に付託されました議案の審査過程並びに結果であります。

厚生文教常任委員会報告を終わります。

令和3年3月15日。

厚生文教常任委員会委員長、小安博之。

一宮町議会議長、鶴沢一男様。

○議長（鵜沢一男君） どうもご苦労さまでございました。

以上で各常任委員会の報告が終わりました。

これより各常任委員会の報告に対する質疑に入ります。

なお、一括で行うため、質疑については、常任委員会名に議案第何号についてという発言をもってお願いをいたします。

それでは、質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論及び採決は議案ごとに行いますので、ご了承願います。

日程第1、議案第13号 令和3年度一宮町一般会計予算議定に対する討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第1、議案第13号 令和3年度一宮町一般会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する各委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第2、議案第14号 令和3年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定に対する討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第2、議案第14号 令和3年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決い

たしました。

次に、日程第3、議案第15号 令和3年度一宮町介護保険特別会計予算議定に対する討論に入ります。

(発言する者なし)

○議長(鵜沢一男君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第3、議案第15号 令和3年度一宮町介護保険特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第4、議案第16号 令和3年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定に対する討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第4、議案第16号 令和3年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第5、議案第17号 令和3年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定に対する討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第5、議案第17号 令和3年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長報告

のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

会議開始後1時間が経過しましたので、ここで15分程度の休憩といたします。

再開は午後3時15分であります。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時14分

○議長(鵜沢一男君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢一男君) 日程第6、議案第18号 令和2年度一宮町一般会計補正予算(第10次) 議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長(秦 和範君) それでは、議案第18号 令和2年度一宮町一般会計補正予算(第10次) 議定についてご説明いたします。

追加議案つづりの3ページをお願いいたします。

令和2年度一宮町一般会計補正予算(第10次)は、次に定めるところによる。

第1条です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,965万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億9,075万5,000円とするものでございます。

初めに、議案の訂正を1か所、お願いしたいと思います。大変申し訳ございません。

13ページでございます。

下から2つ目の感染症対策事業(地方創生臨時交付金事業)でございますが、この中の17節の備品購入費のところ、保健センター備品とありますが、保健センターほか備品でございます。ほかという字が抜けてしました。大変申し訳ございません。訂正をよろしくお願いいたします。

それでは、歳出からご説明いたします。今、お聞きいただきました12ページ、13ページからでございます。

右の説明欄でご説明いたします。

まず1つ目、保育所感染対策事業につきましては、幼児用の便器洋式化2基、それから手洗いの自動センサー化10基、床を湿式から乾式に変更するものでございます。金額は184万9,000円で、令和3年度に繰越しして実施いたします。

次の項目、感染症対策事業、ただいま訂正をお願いしたところですが、こちらにつきましては、事務室内のパーティションであるとか、カウンターのパーティションを購入するものでございます。金額は54万4,000円で今年度中に実施いたします。

次の新型コロナワクチン接種事業2,890万5,000円につきましても、コロナウイルスワクチン接種にかかる費用でございます。令和3年度に繰り越して実施するものでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

15ページですが、地域経済活性化事業につきましては、地域応援券発行に係る費用でございます。金額は4,946万円でございます。こちらも3年度に繰り越して実施するものでございます。

それから一番下、集団感染対策事業4,889万5,000円ですが、こちらにつきましては、17ページにございます工事請負費が主なものでございます。児童用便器洋式化37基、それから手洗い自動センサー化48基、床を湿式から乾式に変更するものでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。10ページ、11ページをお願いいたします。

まず、国庫支出金の総務費国庫補助金でございますが、総務管理費補助金で9,422万1,000円。これは地方創生臨時交付金でございます。

3目の衛生費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。金額は2,890万円でございます。

続きまして、21款繰越金につきましては、前年度繰越金ですが746万8,000円を減額いたします。

23款の町債につきましては、減収補てん債1,400万円でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収対策として、令和2年度に限り措置されるものでありまして、後に交付税の措置があるものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。こちらにつきましては、先ほど歳出でご説明いたしました3款民生費、2項児童福祉費、保育所感染対策事業184万9,000円。それから、4款1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業4,240万5,000円。それから、6款商工費、

1 項商工費、地域経済活性化事業4,946万円。9 款教育費、6 項教育等環境費、集団感染対策事業4,889万5,000円でございます。これらを令和3年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

続きまして、7 ページでございます。

第3表の地方債補正でございます。

先ほどご説明いたしました減収補てん債1,400万円を追加するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第6、議案第18号 令和2年度一宮町一般会計補正予算（第10次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第7、議案第19号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） この議案は、町が保有する株式会社一宮リアライズの株式62株を千葉県長生郡一宮町一宮2998番地1、株式会社一宮リアライズ代表取締役、馬場正尊に無償譲渡することにつき、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるもので

あります。

提案理由をご説明申し上げます。

株式会社一宮リアライズは、平成28年、町が310万円、民間企業3社が合計600万円を出資し第三セクターとして設立され、地方創生交付金などを活用し、3つの事業、すなわち1つ目として、商店街における空き店舗などを改修し再生する不動産リノベーション事業、2つ目として、町への移住促進策として、主にサーファー向けの住宅を整備するモニタリングハウス事業、3つ目として、サーファー同士、あるいはサーファーと地域住民との交流拠点としてのサーフィンセンター事業を展開する計画でありました。

このうち不動産リノベーション事業については、地方創生交付金を活用し、玉前神社近くの空き店舗を改修し、テナント物件SUZUMINEとして再生し、平成29年3月に開業いたしました。SUZUMINEは、中心市街地ににぎわいをもたらすとともに、新たな事業や雇用創出の場ともなるなど、大きな成果を上げております。

一方で、これ以外の事業については、地方創生交付金を活用し構想の策定まで進んだものの、事業実施の段階になって、事業用地の土地造成費などは交付金の対象外とする制度変更があったため着手できませんでした。この結果、同社の主な収益源はSUZUMINEの賃料収入のみとなり、売上げが当初計画を大きく下回ることとなりました。

こうした状況下、同社の経営陣は、SUZUMINEの入居率の向上に努めるとともに、監査役以外の役員を無報酬とする措置を続けるほか、平成30年には150万円の増資に応じるなど経営改善に努めてきました。しかしながら、当初計画した3つの主要事業のうち1つしか実現しなかった影響はあまりに大きく、同社は設立以来4期連続の赤字、直近の3年連続債務超過という厳しい状況に直面しております。加えて、今年度はコロナ禍の影響で、SUZUMINEの入居率も低下するなど経営状態は一層厳しくなっており、経営陣から町に対し、現状のままでは会社存続やSUZUMINEの管理運営の継続も困難なので、町保有の株式の無償譲渡を受け完全民営化の上、民間資金を新たに導入し会社を再建するとともに、SUZUMINEの管理運営を続けたい旨の提案がありました。

この提案について対応を検討した結果、新たな公的資金の投入が難しい状況で同社の経営を抜本的に改善するには、民間から新たな資金を導入しなければならず、そのためには、町が保有する株式を譲渡し完全民営化することが不可欠との判断に至りました。また、譲渡価格については、同社は3期連続債務超過で、直近の2020年3月期決算の1株当たり純資産がマイナスとなっていることや、有償での譲渡は同社の早期再建の妨げとなりかねないことな

どから、無償が妥当と判断いたしました。

町が保有する株式を無償で譲渡する事態となったことは誠に残念であり、町民や議員の皆様にご心配をおかけすることにつきましては、大変申し訳なく思っております。ただ、同社の存続とSUZUMINEの管理運営の継続を図るための措置でありまして、ご理解を賜りたいと存ずる次第であります。

なお、今回の株式の譲渡により、当社で計画していたモニタリングハウス事業とサーフィンセンター事業は1つの節目となりますが、当町においては、オリンピック開催決定後、民間事業者によりサーフィン愛好者を対象とした住宅やアパートの建設が相次ぐとともに、サーフィンセンターの機能を有する施設も開業しております。また、町としても、オリンピックを成功させることはもとより、海岸の魅力の向上に向けたインフラ整備などの取組やホームページなどの広報媒体を使ったPRにも引き続き力を入れてまいります。

このように、当町においては、オリンピック開催地決定という追い風を受け、官民がそれぞれの役割を果たしながら、サーフィンを生かした経済の活性化、いわゆるサーフォノミクスは進展しております。今後もこうした動きは続いていくものと確信をいたしております。

以上、大変長くなり恐縮でございますが、議案提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

一宮リアライズへの町の出資金310万円を実質上放棄するという事は、町民の皆様の貴重な税金を捨てるというのと同様の事だと思えます。それにもかかわらず、これまで何回か説明と質問する場等ございましたが、不明な点、説明不十分な点があまりにも多過ぎ、説明の中にも矛盾点が多いということと、今後の方針が示されていないという理由をもって、以下の3点についてご質問いたします。

まず1点目は、これから後に挙げますような問題点、これについて説明し解明していただき、皆様に理解を得ないうちにこの場で採決するというものはいかかなものかというふうに考えます。最低でも、まず第一に疑問点を解消すべきではないかということについて、町長にお伺いしたいと思います。

2つ目につきましては、これも後から説明いたしますが、税の再配分という意味では不公

平ではないかというふうに考える町民の皆様が大勢いらっしゃる。こういう現実に対して、町長はそうしたことに正面から向き合って、町民の皆様には現在の状況になった経緯も真摯に説明して、その上で議案として提出するべきではないかというふうに考えます。これも町長にお伺いいたします。

さらに、一宮リアライズSUZUMINEに関連する今後の具体的な取組、方針、こういったものについて示していただきたいということです。

では、後に挙げるという部分についてお話しいたします。

まず、一宮リアライズの経営に関する問題点、疑問点と考えるところです。

出資金を無償譲渡するということに関しまして、まず、モニタリングハウス事業への地方創生推進交付金が交付されなくなったからという説明がございました。これが交付されないというふうに変更されたことが判明したのは、2017年の時点でした。そうしますと、今になって初めてということではないので、説明との矛盾が生じます。

さらに、地域再生計画の中では、これは一宮リアライズ設置後に出されています。平成28年に設立したまちづくり会社、代表取締役には馬場氏が就任したと。そして、民間的手法で事業を連動、複合的に実施し、人口維持と就労先所得増を達成すると記載されています。また、その事業としてのモニタリングハウス建設は、まちづくり会社が民間資金を調達し実行するとも記載されています。これは12ページに書いてあるんですね。

さらに、モニタリングハウス建設に向け増資をし、一宮リアライズが金融機関から建設費の融資を受ける。これは14ページに書いてあります。というふうに記載されています。民間資金を調達できるという前提の下で、一宮リアライズは設立しているんですね。これらの計画はどうなったんだろうかと。もともと計画が実行されていない。町が出資者であると、民間からの借入れができないという説明がございました。それは虚偽だったんでしょうか。これまでの説明との矛盾点です。

こうした状況下で、これまで町では、一宮リアライズの健全な運営ができるようにするために、具体的などのような取組をしてきたんだろうか。新たな事業展開の支援、SUZUMINEのたな子を増やすといったことが、これまで言った中で状況が変わっているので、できたはずですよ。

しかも、現状のようなSUZUMINEを運営するだけでは人件費も出せないというご説明が、副町長からもございました。それはもう4年前に分かっていたことなんですね。ですから、SUZUMINEのたな子は十分確保できるという保証があるかどうか、これは商売

ですから、はっきりしたことは分かりません。ですから、そういった努力をしなければいけなかったということですね。

この経営に関する問題点、不安ということについて、議会でも何度か質問が出ております。私もしております。また、町民の皆さんに対する行政報告会におきましても、2年前にございましたが、その中でも、黒字化するあるいは黒字化できるので問題ないということをお町長、あるいは副町長、当時の担当課長が口をそろえて言っております。こうした説明は、その場しのぎの詭弁だったのでしょうか。町が出資金を放棄しなかった場合には、では、どのようになるのかということも比較していただかないと分からないわけですね。提示していただければ、そのための対策も考えられるはずですよ。どうするか、比較判断ができないということですよ。そういった面でも説明不十分ですよ。

一宮リアライズがリノベーション事業として行っていたことは成功であるということをお町長はおっしゃっていらっしゃいましたが、成功であるのになぜ手を引かなければいけないのか、一番の疑問なんですよ。明らかにそこが矛盾しているんじゃないかというふうに思えるわけですよ。

これまで、経営改善のために数々の事業提案ができたはずですよ。例えば、この地方創生のプランの中には入ってありませんが、同様のまちづくり事業として、駅前の観光案内所というものが造られました。それで、こういった場面での設計の委託ですとか、管理の委託ですとかということをすることによって、多少経営にプラスになるような形にするという策も考えられたはずだと思えます。

もう一つ、次に、SUZUMINEの運営に関する問題点、疑問な部分についてお話しいたします。

SUZUMINEは2017年よりテナント募集し運営を開始しましたが、その際の契約内容というものが我々には示されておられません。要するに簡単に言いますと、大家さんである側に町から幾らお支払いしてという形が分からないので、収支決算書はいただきましたが、その中身の詳細が分からないと、どこの部分でマイナスになるのか、あるいはなっているのか、これが分かりません。

それから、SUZUMINEには、多額の税金が支出されています。一宮町の税金ではないから、あるいはこれだけ効率よく交付金が支給されると振り向けられるというのは珍しい、国やマスコミからもたくさん取り上げられていて、一宮の宣伝になっているんだといったお話がございましたが、近隣の皆さんからすれば、一体どうなっているんだろう。税金をかけてこれだけのことをしてということで、税の再配分という意味では不公平じゃないか。それ

なのに、町はきちんと何も説明しないでうまくいっているようなふりをしているというように考えている方が実は大勢いらっしゃる、声に出さないだけなんです。

さらに、最後に、この一宮町まち・ひと・しごと総合戦略、これの中身を改定するということになるのではないかということについてですが、このリノベーション事業は、サーフエコノミクスタウンとして作成された計画の先導的な目玉とされていました。これは先ほど挙げた地域再生計画の中でもうたっております。

この目玉になるまちづくり会社によるリノベーションというのを、根本のまちづくり会社から町が手を引くということで、計画をどういうふうに変更していくのかということも示されていない。具体的にどうする予定なのか。今後、モニタリングハウス事業、サーフィンセンターですとか当初の計画を、一応、全部変えるというわけではないというふうに聞いておりますが、これが復活した場合、一体どうするのだろうか。この場合には、もし一宮町がリアライズから手を引くという場合には、ほかの一般の民間事業者と同列になりますので、公平に扱わなければいけない、そうした民間の事業者と一緒に。そういう取決めもしておかなければならないのではないかというふうに考えます。

そういうわけで、先ほどの3点の質疑、この説明を皆様にどうするのかという点と、税の再配分ということと、これからの今後の計画ということについてなんですが、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

渡邊企画課長。

ちょっと待ってください。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 先ほど申しあげましたように、今回のこのリアライズを通しての計画というのは成功だというのは、私は、町長と副町長からしかお聞きしておりません。それを通じての質問ですので、町長にお願いしたいと思います。

○議長（鶴沢一男君） 順次説明があると思います。

答弁を求めます。

渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） それでは、ただいまの藤乗議員のご質問にお答えします。

まず、今回の議案の提案理由でも町長のほうから説明をさせていただきましたとおり、一宮リアライズは3つの主要事業を行う予定でしたが、地方創生交付金の交付条件が変更され、

SUZUMINEの設置と管理運営以外の事業が実現せず、赤字が続いていることが原因です。同社はこの提案に当たって、完全民営化の上、新規事業を展開しなければ、会社の存続とSUZUMINEの運営継続は困難であるとしています。議決が否決となった場合、同社が事業継続を断念するとともに、SUZUMINEの管理運営から手を引くことが懸念され、その際には、入居者はもとより物件の所有者に多大な迷惑がかかるだけでなく、SUZUMINEは成功例から一転失敗例となり、町のイメージが低下するだけでなく、国から交付金の返還等を求められ、町に新たな財政負担が発生することにもなりかねませんので、そういったところのご理解をいただきたいと思います。

○議長（鵜沢一男君） 答弁は以上ですか。

渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） すみません、追加で答弁させていただきます。

株式会社一宮リアライズは未上場の中小企業であり、貸借対照表や損益計算書などの財務諸表を公開する義務はありませんが、議案の審議に必要との理由で議会からお求めがあったことを受けて、議員の皆様に関り写しをご覧いただいているものでございます。したがって、これ以上の関係書類をお出しすることはできかねますことをご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 藤乗議員の3番目の答弁をお願いします。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 税金を行使する際に、特定の方にそうした公金を使ってリノベーションをするということについて、この公平性ということはどうですかというご質問をいただきました。

その点でございますけれども、これについては以前に議会でもお答えを申し上げたんですけれども、国のほうで、現在の状況の中で実際に衰えつつある、特に従来に非常に盛んであったけれども衰退局面にある、そうしたところを、商店街などを新たに再活性化していくとき、こうした手法を用いるということ国をのほうでも、そういったことを提唱されて、今回の私どものこのプランもそうした国の示した枠組みに従って行ったものでございますので、私はそういった公共性の観点から見て、瑕疵があるとは思っていないところであります。

これは前にちょっと申し上げたかもしれませんが、今の用語では選択と集中という言葉で表されるようでありまして、そうした新しい一つの政策の流れの中にあるとご

理解いただければ、大変ありがたく存ずる次第であります。

○議長（鶴沢一男君） 答弁は以上ですか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

実はどれにも答えていただいているんですが、例えば課長のおっしゃった、大家さんに迷惑をかけるというような話がございましたが、契約関係がどうであるかということが分からないとどのような迷惑が生じるのかということが分からない、状況によってですけれども。その辺のところは1つ、ほかにもたくさんございますが、1つあります。

また、2つ目の質問は、町長に税の公平性ということに関して。それに関しての国の姿勢を聞いているのではなくて、私は、町民の皆様にもこういう状況であると、それで、今後の対策も含めて真摯にこの経緯と状況を説明して、ご理解いただいた上で議案として提出すべきではないですか。それについてはどのようにお考えですか、そういう姿勢はないんでしょうかということをお伺いしたわけです。

3つ目は、このリアライズ、SUZUMINE、これに関連する今後の具体的な方向性、方針、これについてご説明ください、お示しくださいというふうに言ったんですが、どれもお答えいただけていないんですね。

○議長（鶴沢一男君） 答弁求めます。

渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） 株式会社一宮リアライズは未上場の中小企業であり、貸借対照表や損益計算書などの財務諸表を公開する義務はありませんが、議案の審議に必要な理由で議会からお求めがあったことを受けて、議員の皆様に関り写しをご覧いただいたものです。したがって、これ以上の関係書類をお出しすることはできかねますことをご理解いただきたいと存じます。

（発言する者あり）

○企画課長（渡邊高明君） 同社では、民間から新たに資金を導入し、新規事業を迅速かつ大胆に展開する上では、町の関与を受ける第三セクターから純粋な民間企業として生まれ変わる必要があるとのこと。

町としても、オリンピック開催やコロナ禍によるリモートワークの進展などの追い風が吹いているこの時期を逃すことなく、新規事業展開をしていただくことが望ましいと思っております。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 藤乗一由君、よろしいですか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

町長からお聞きしていないんですけども、渡邊課長は、私の説明が長かったので聞き漏らしたのかもしれませんが、地域再生計画の中では、民間からの借入れをしたり金融機関からの融資をお願いしたりということで事業を進めるとしているんですね。その上で、一宮リアルイズ、まちづくり会社が設立されているんです。

今の説明だと、当初の計画、これを承知した上でつくった会社のはずなのにできないということになってしまうんですが、そのところが矛盾しておかしいですよというふうに申し上げているんですが、それ以上の説明は恐らくないのではないかと思います。

その上で、私は1番の質問として、まず第1に、最低でもこういった分からないところをはっきりさせてから、議案として提出するのはそれからにするべきではないんですかというふうに申し上げたい。それについてどうお考えなのかということ町長にお聞きしたいというつもりで、第1の質問として挙げたわけなんです。

○議長（鶴沢一男君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 今、その事業の計画の段階で、民間からの借入金なども用意しながら事業を展開していくということ、そういう考えを持っていたことはそのとおりであります。

ただ、私どものほうでは、まずは事業の中核を、国からの交付金を軸に構成していくということを考えておりましたので、その部分での大きな変更を余儀なくされたということが、それ以外の様々な活動に深刻な影響を及ぼしたということでもあります。

そうしたことで、民間からの借入れにつきましては、ここでまた、例えば町が出資している状況で国からの交付金に変更があるということで借入金をしますとリスクが増大します。そうしたこともございますので、まずは国の状況を見定めるということで来たわけですけども、残念ながらこの点については展望が開けないということで、そういうことで民間からの借入れも行っていないということになります。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 藤乗君、よろしいですか。

藤乗一由君に申し上げます。質問は基本的に2回までです。最初の質問を入れて、確認ということで3回目を許しましたが、重要なことでなければこれで終わりにしますが。

○12番（藤乗一由君） 質問というよりも、お願いとさせて……

○議長（鵜沢一男君） 質問がなければ、次の場面をお願いいたします。

○12番（藤乗一由君） 分かりました。

○議長（鵜沢一男君） ほかに質問者お願いします。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 4番、大橋です。質問は3点。

まず、このような事態になったことに対して、馬場社長の説明がなくては町民は納得しないと思います。町民に説明するために、馬場社長を交えた説明会を開催してほしい。これが第1点の要望です。

第2点、この譲渡の相手なんですけれども、これは馬場さんに譲渡という形なんですけれども、株主はたしか会社じゃなかったですか。何で譲渡のときに個人になるか、これはちょっとよく分からない。

3番目、これは、まち・ひと・しごとでしたっけ、そういう事業の中の一つの事業に組み込まれているように思えるんですけども、これがおかしくなったときに、県とか国からお金の返済が請求されるようなことが生じないか、その点、危惧しております。もし、これが議会で、私は今回のあれは反対しますけれども、基本的には、手を引くことは前から私は賛成していましたので賛成なんですけれども、ただ、順序が違うから、順序を踏まえた、そういうあれを取ってくればいいのかなど。今回のこの採決は、ちょっとやめてほしい。次に、6月の議会までちょっと延長してほしい、それが私のお願いでして、県・国から請求が発生しないかどうか、もし発生したらどうするんだということをここで述べていただければありがたいです。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 4番、大橋照雄君に申し上げます。

今、4つほど質問がありましたが、1点目の馬場社長の説明を求める要望については、今は質疑の場なので、これについては答弁はいたしかねます。

2点目の個人に譲渡をするということ、3点目の補助金の返還がどうなのかということ、そして4点目の、今回のこの議案の採決を見送るということ。これについては、もう議案の提出をされている以上、このまま進めますので、2番目、3番目について答弁をいたします。

お願いします。

渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） まず1点目の、1点目というか2点目のご質問です。

契約者でございますが、契約者は議案にあるとおり、株式会社一宮リアライズという法人で、代表取締役の名前が入っていますが、法人との譲渡となります。

2点目は、補助金の返還というところでございますが、今回の措置、すなわち町が保有する株式を同社に無償譲渡することで返還が生じることはないと国や県に確認しております。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 再度確認しますけれども、それは間違いはないですか。もし何か発生したときに、誰か責任を取らなきゃいけないんですけれども、そこまで考えた発言ですか。

再度お答えをお願いします。

○議長（鶴沢一男君） 再度、答弁をお願いいたします。

渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） 企画課のほうで、県を通じて国のほうに確認しておりまして、メールで回答をいただいておりますので、そちらが根拠でございます。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 4番、大橋照雄君、どうぞ。

○4番（大橋照雄君） そのメールの内容については公開できるんですか。そういうものがあるよという話だけだとちょっと弱いから。

○議長（鶴沢一男君） 渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） 公文書開示の請求をしていただければ、公表したいと思います。

○議長（鶴沢一男君） よろしいですか。

○4番（大橋照雄君） はい、いいです。

○議長（鶴沢一男君） ほかに質問。

7番、袴田 忍君。

○7番（袴田 忍君） 7番、袴田です。

私の質問も、ちょっと大橋さんとかぶる点があったもので、先ほど議長のほうからこれは違うよとありましたものですから、1つだけお聞きしたいと思います。

私もこの譲渡に関しては、反対はしません、これは賛成なんですけれども、実は、この地方創生交付金をいただいている、この件では、これが出している側もらう側、やはりそういったそのやり取りがあると思うんですが、この地方交付金を頂いている国県のほうには譲渡

に関しての説明、報告はいつているのかということをおちょっと聞きたいと思うんです。

その頂いているほうから、やはり地方創生、これだけのお金をあげて、こういう譲渡になってしまったということに関して、国県のほうから指摘が何かあるのかと思ったこと、その辺をおちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鵜沢一男君） 7番、袴田 忍君に申し上げます。

ただいま答弁がその件はありましたが、再度質問、再度聞きたいということですか。

○7番（袴田 忍君） はい。

○議長（鵜沢一男君） 大橋照雄君の質問で……

○7番（袴田 忍君） あれは結構です、大橋さんのは結構です。

○議長（鵜沢一男君） 袴田さん、同じ質問をされているんですが、再度答弁が必要ですか。

○7番（袴田 忍君） そうですね、国と県のほうから何か言われたことがあれば、ちょっとそれだけお願いします。

○議長（鵜沢一男君） では、再度答弁をお願いいたします。

渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） 国のほうからは、第三セクターで今回やっておりますが、こちらの計画では、当初の計画から、最終的には経営が安定した状態で完全に民営化をするというようにそういったストーリーができていまして、今回はたまたま経営上こういったことになっておりますが、その件で国や県からは特に指摘はございません。

○議長（鵜沢一男君） ほかに質疑ございますか。

8番、鵜野澤一夫君。

○8番（鵜野澤一夫君） 8番、鵜野澤です。

私は、あくまでも議会の、町長の今、議案の提案がありましたが、3月5日の時点で説明会があったときに、正直言って本当に私はびっくりしました。それはというのは、今まで町長はこのリアライズという会社について、全く問題ありませんというような言葉を発して、言い続けています。ただ、担当課の課長の話は筋が通っていて説明になっていると思うんですが、町長に関してはちょっと説明になっていないかなと。

2018年12月9日に、町長の、これは町長日記というのがあります。そこになされた町長の発信した内容は、皆様からいただいたご意見としては一宮リアライズの経営状況についてが一番大きいものでした。11月号の広報でもお知らせしたとおり、特に問題なく推移しているのですが、なかなか経営状態がよくないのではないかと、疑念を晴らしていただけない方が

あると、町民の中であると。しかし事実関係として何ら問題はありませんので、今後、次第にご安心いただけるものと考えていますという日記があります。それを聞いた、これ町長さんのこの日記を聞いた方は安心していると思います。ただし、我々にはこの状況が、最初から4期連続で赤字なわけです。経営状態では決してよくはないというふうに解釈します。

2019年の2回の町議会の定例会においても、町の収入を増やすための施策として、まちなか、またはSUZUMINEという施設を一宮リアライズという会社によって設営して、来訪者が増加中であるということをおっしゃっています。

なお、その2019年の第1回の定例会においても、担当課長の説明では、事業運営では平成28年度の決算は赤字、21年度も決算は赤字、このままでは平成30年度中に財政面で会社運営が大きな支障を来すということを担当課長はおっしゃっています。町の株式保有率は34%から18.7%に低下し、単独での議決権行使ができなくなるということを担当課長は説明しています。

実際、設立時の株価が1株5万円。2期目に、民間の方が150万円、資本金を75万、75万ということで、これが1株1万円で、増資しています。この時点で、このリアライズの会社は解散状態になっているというふうに判断されちゃいます。現在の株価というのはゼロ円です。そういう中で、担当課長の説明は適切な説明であります。だけれども、町長は今まで一度としてリアライズの経営が悪いと、町民向け発信はしていません。ですから、町長はこの無償譲渡をする理由を町民の皆様にはちゃんと説明をして、先ほどどなたかおっしゃいましたけれども、馬場社長も同席の上、町民の皆様には、我々じゃなくて町民の皆様には説明してほしいんです。その上で、この無償譲渡というものがその後起こるかなというふうに私は解釈しています。

そういう意味で、町民の皆さんに説明をして、その上でのこの議案の提出にしたいと思います。今じゃなくて、6月でもその後でもいいです。まず、町民に説明してから、この議案を提出していただきたい。

以上です。

○議長（鶴沢一男君）　ここで暫時休憩といたします。

休憩　午後　4時05分

再開　午後　4時07分

○議長（鶴沢一男君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番、鵜野澤一夫君。

○8番（鵜野澤一夫君） 鵜野澤です。

今、少し前に話したこと。馬淵町長は、私が言ったことを、これ要望ということじゃなくて、町長の考えを聞きたいので質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） それでは、鵜野澤議員の1点目のご質問、まず町民に説明をするべきだというご質問でございますが、1月27日に、町保有の株式を同社に譲渡する方針であるが譲渡価格は検討中であることを議員の皆様にご説明するとともに、3月5日の議会散会后に、町保有の株式を同社に無償譲渡する議案につきまして、本日3月15日の議会最終日に提出する予定であることを、議員の皆様にご説明の上、ご説明しました。また、その後も、議員の皆様からの資料の要求やご質問等があれば対応させていただくなど、丁寧に手続を進めており、ご理解いただきたいと思います。

2点目の馬場社長の招集でございますが、今回、議会のほうから正式な社長招致のお求めがあれば、当然同者に対応を求めなければならないと考えておりましたが、本日まで、議会からそうしたお求めはなく対応しておりません。ご理解いただくようお願いいたします。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 8番、鵜野澤一夫君。

○8番（鵜野澤一夫君） 1月に、町民の皆様にご伺いを立てたんですか。説明されたんですか。

○議長（鵜沢一男君） 答弁を求めます。

○企画課長（渡邊高明君） 町民の代表である皆様でございます。議員の皆様にご、町保有の株式を同社に譲渡する方針であるということで、議員説明会で説明しております。

以上です。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 8番、鵜野澤一夫君、3度目の質問になりますが、重要なことだったら許しますからどうぞ。

○8番（鵜野澤一夫君） 回数が限られて非常にあれですが、この会社というのは町民の財産で、国民の財産でつくられたもので、町長の会社ではないはずで、ですので、そういうことも踏まえて、再度町民に、町民の負託を受けている我々議員ですが、もともとのその町民の方に広報なりでお知らせして、何人来るか分かりませんが説明するのが妥当かなと思うんです。町長の考えを伺います。

○議長（鵜沢一男君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） この案件につきましては、私は議員の皆様にお諮りを申し上げて、お考えをまずお伺いするというのが、私どもにとって適正な進め方であるというふうに考えております。

後ほど、皆様、私どもも町の皆様へご説明を差し上げることでございますけれども、まずは、町の皆様から負託を受けていらっしゃる議員の皆様にご説明を申し上げて、ご判断を仰がせていただきたいと、そのように考える次第であります。

○議長（鵜沢一男君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

このまちづくり会社、一宮リアライズ、町の出資金を無償譲渡するという件に関しまして、これまで幾つかの質問、答弁がございましたが、それに対する正確なお答えが示されてきませんでした。また、これまでの町の発信内容、一宮リアライズ、SUZUMINEの運営に関してですが、これに関する内容と今提案されている内容というところに矛盾がございます。

さらに、まちづくり会社の運営に関して、これまで何期にもわたってマイナスであったという事実があるにもかかわらず、町の改善のための協力、努力というのが見えませんでした。これも、これまでの質問に対するお答えがなかったというところから、明らかに分かります。

そこで、今回の町の提案に関して、こうした問題点をしっかりとクリアした上で、再度提案すべきではないかというふうに考え、反対いたします。

また、追加で申し上げますが、議案として提出されている無償譲渡の理由というのがございますが、この理由内容というものが、理由と書いてありますが、理由になっておりません。完全民営化し新規事業を提案したいとの提案があったということが書かれておりますので、要望を受けるとしたことなのかというふうに考えられますが、その後の説明の中では、賃貸事業だけでは会社存続が難しい状況にあるとございます。

これだけを見ると、会社を解散するのかなと思いますが、そうではない。責任を持って管理運営をしていくと書いてありますので、むしろこれは、町が今後負債を抱えるようなことが

あってはならないので、トカゲの尻尾切りのような形で切り捨てるのではないかと。そのために、これまでの経営努力というものを町は協力してこなかったにもかかわらず放棄すると、310万円を放棄するという形になってしまうというふうに解釈されてもおかしくないということで、この理由として挙げられている内容自体が、非常に記載内容としては問題があるのではないかとも思います。これは追加として申し上げます。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） ほかに討論ありましたらお願いいたします。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） 私は、議案第19号 財産の無償譲渡について、賛成の立場で討論いたします。

株式会社一宮リアライズは、平成28年の会社設立以来4期連続の赤字、3期連続の債務超過と厳しい状況が続いていると、先ほどの提案理由の説明にもございました。

町長からは、こうした事態に至ったのは、当初見込んでいた地方創生交付金が受けられなくなったことが原因であるとの説明でしたが、会社設立以来一度も黒字になっていないのは、やはり町当局や経営者の見込みが甘かったのではないかとの疑念は拭い切れません。しかし、株式を無償譲渡すれば、町が出資した310万円が回収できなくなるわけですから、町当局には今回の事案をしっかりと検証していただき、反省すべき点は反省し、今後のまちづくりにしっかりと生かすべきだと強く指摘させていただきます。

その上で、今、最も優先すべき大切なことは、会社が存続の危機を迎え、SUZUMINEの管理運営の継続が難しくなっているという現状をどう打開するかだと思います。町長の説明にもあったように、SUZUMINEは中心市街地の活性化に大いに役立ち、町のイメージ向上にも大きな役割を果たしております。これは斜め前で私は営業していますので、非常に皆さん頑張っているのも存じ上げております。会社が立ち行かなくなりSUZUMINEの運営に支障が生じることは、何としても私は回避していただければと思います。

町が株式を無償譲渡することで、同社が完全民営化され新しい会社として生まれ変わり、SUZUMINEの管理運営を引き続き行うとのことですので、私は、今回の提案はやむを得ないものと判断いたします。

今後は、完全民営化された一宮リアライズが経営を立て直し、SUZUMINEの管理運営の継続はもとより、新規事業を成功させ、町の活性化につながることを期待して、本案に賛成いたします。

以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） ほかに討論ございますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 私は、先ほども申し上げましたように、株主を離脱するのは賛成なんです。しかし今回の採決に関しては反対を述べさせていただきます。

と申しますのは、先ほど申し上げましたように説明が不十分、そして地方創生交付金を多額につぎ込んだこの事業が、町が関わっていると会社としてうまく経営できない。そういう何か矛盾したような内容の申出があって、それに対して賛成するというのがちょっと納得できないので、今回は、私は反対させていただきます。

○議長（鵜沢一男君） ほかに討論ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第7、議案第19号 財産の無償譲渡についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（鵜沢一男君） 起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第8、発議案第1号 一宮町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、8番、鵜野澤一夫君。

○8番（鵜野澤一夫君） 発議案第1号 一宮町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

令和3年3月15日提出。

提出者、一宮町議会議員 鵜野澤一夫。賛成者、一宮町議会議員 志田延子、賛成者、一宮町議会議員 森 佐衛、賛成者、一宮町議会議員 吉野繁徳、賛成者、一宮町議会議員 内山邦俊、賛成者、一宮町議会議員 川城茂樹。

一宮町議会議長、鶴沢一男様。

提案理由ですが、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から、出産に関わる産前産後の欠席期間を規定するものです。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直しし、署名または記名押印に改めるものです。

具体的な改正につきましては、裏面をご覧ください。

一宮町議会会議規則の一部を改正する規則。

一宮町議会会議規則（平成2年一宮町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前の日（多胎妊娠の場合にあっては、14週間前の日）から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第87条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附則。この規則は、公布の日から施行する。

説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鶴沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第8、発議案第1号 一宮町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢一男君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(鶴沢一男君) 以上で、本定例会に付されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして令和3年第1回一宮町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 4時23分